市区町村の支援業務のあり方 に関する検討ワーキンググループ 第4回議事録

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策推進室

第4回市区町村の支援業務のあり方に関する検討ワーキンググループ 議事次第

日 時:平成28年11月30日(水)13:30~16:34

場 所:中央合同庁舎5号館専用第21会議室(17階)

1. 開 会

2. 議事

- (1) 市区町村における支援拠点の機能について
- (2) 児童虐待対応に係る児童相談所と市町村の共通アセスメントツールについて
- (3) 市区町村における在宅支援等の強化を図るための支援方策 (ガイドライン) について

3. 閉 会

○事務局 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第4回「市区町村の支援業務 のあり方に関する検討ワーキンググループ」を開催いたします。

構成員の皆様には、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。 なお、本日、奥山千鶴子構成員、高松構成員から御欠席の御連絡、安部構成員から10分 ほど遅れるとの御連絡をいただいております。

また、大変恐縮でございますが、本日、国会業務等がございまして、事務局に出入りが ありますことを御容赦いただきたいと思います。

それでは、これより先の議事は松本座長にお願いいたします。よろしくお願いいたしま す。

○松本座長 こんにちは。

お忙しいところお集まりいただいて、どうもありがとうございます。

ただいまから第4回「市区町村の支援業務のあり方に関する検討ワーキンググループ」 の議事に入っていきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、事務局から資料の確認をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料の確認をさせていただきます。

配付資料は右上に番号を付しておりますが、資料 $1\sim5$ 、参考資料 $1\sim2$ でございます。 追加でございますが、構成員限りの机上配付資料が 1 枚ございます。御確認いただければ と思います。資料の欠落等がございましたら、事務局までお申しつけください。 以上でございます。

○松本座長 資料はよろしゅうございましょうか。

それでは、早速議事に入りたいと思います。本日予定されている議事は、お手元の議事 次第にあるとおり、市区町村における支援拠点の機能について、児童虐待対応に係る児度 相談所と市町村の共通アセスメントツールについて、市区町村における在宅支援等の強化 を図るための支援方策(ガイドライン)についてと3つあります。この3つは相互に関連 いたしますので、最後に全体を通してのディスカッションの議論も持ちたいと思っており ます。3時間ありますので、大体前半の1時間から1時間半ぐらいを支援拠点のところに 充てて、その後、残り2つをやって、全体を通した議論の時間を確保したいという配分で 進めたいと考えております。

本日、1点目の運営指針の年内の取りまとめについて、できればとりまとめていきたいと考えています。それについて、集中的に御議論いただくということでありますけれども、2点目、3点目について少し御意見をいただいて、今後の議論の取りまとめに向けていきたい。

ただ、後で事務局からも御説明があるかと思いますけれども、全体としてはお手元にある市町村児童家庭相談援助指針、参考資料2がございますけれども、この抜本的な改正ということの中に含み込ませていくということでは、全体としてこれが改正されていくという中の一部を議論しているということになると思いますので、そういう形で全体像を意識

しながら進めていきたいと思います。

そのように考えましたときに、今ここで議論している大事なことは、利用者の立場から、あるいは親の立場から見たときに、あるいは子どもの立場から見たときに、身近な地域で必要な支援がきちんと受けられるということで、色々な機関にたらい回しに遭わないという形で支援を受けられるということがとても大事なことですし、関係者の立場からいいますと、色々な関係機関が共同して関与できると、最初の段階から終結する段階まで共同して関与できるためのフレームワークの作成と、アセスメントツールの作成と共有化ということがとても大事なのだろうと思います。そのときに、地域の母子保健や保育といった一般的な子育て支援のリソースもきちんとそこに関与していくと、既にされていることかと思います。そこをきちっと明示的に枠づけていくという仕組みを作っていくという作業をしているのだと。そのために、拠点の整備という議論があるのだと個人的には考えております。そう考えますと、私はふと思ったのですが、今日の午前中の検討委員会で、イギリスの元バーナードスのロジャーさんが来られて、参考人で御発言いただきましたけれども、イギリスの色々な仕組みを勉強してきた者としては、日本版のワーキングトゥゲザーみたいなものをきちっと作っていくような作業であるかもしれないと個人的には考えております。

最初の議事の1点目からとしたいと思います。これは前回からもかなり御意見をいただいているところであります。前回のワーキングの御意見を受けて、事務局の方でたたき台を整理していただきました。それについてまず御説明いただければと思います。よろしくお願いします。

○竹中虐待防止対策推進室長補佐 それでは、事務局の方から資料の説明をさせていただきたいと思います。

まず、冒頭、座長の方から全体の整理のお話でございましたけれども、これまで御議論いただいていた支援拠点の運営指針の話ですとか、今後御議論いただくことになりますけれども、市区町村の支援業務の支援方策のガイドラインというものを今後まとめていくことになります。今回は議事の1と3のところに盛り込ませていただいておりますけれども、その行き着く先というところでは、今日の資料で参考資料2としてお配りしております市町村児童家庭相談援助指針というものが現行でも発出しておりまして、今般の法改正の中でもいわゆる公布日施行と10月施行の分につきましては、10月31日付で発出させていただいております。今回、いろいろと御議論いただいております支援拠点の運営指針ですとか、これから今日も含めてですけれども、年度末にかけて御議論いただいたガイドラインの内容につきましては、それぞれこのワーキンググループの中で運営指針の取りまとめ、さらにはガイドラインの取りまとめということで、ワーキンググループとしての成果物としては出ることになりますけれども、最終的にはこの市町村児童家庭相談援助指針の中に盛り込まれていく。年度末に抜本的な改正を行う予定ですので、その中に全て包含されて、いわゆる地方自治体、都道府県なり市町村の方に通知という形でお出しをしたいと考えてご

ざいます。位置づけとしてはそういう形になるということをあらかじめ御承知置きいただければと考えております。

それでは、資料2の説明に移りたいと思います。ご覧いただくのは資料2-1でございますけれども、「市区町村における児童等に対する必要な支援を行うための拠点」(仮)運営指針(素案)でございます。前回までたたき台ということで、様々な御議論をいただきました。その前回までの御議論の中身をまとめたものが資料2-2ということになります。資料2-2につきましては、支援拠点に関わる部分のみ、これまでの御議論でいただいた内容を抜粋させていただきまして、今、資料2-1として出している資料の項目に沿って分類化したものでありますので、資料2-1と資料2-2、あわせてご覧いただきながら御確認いただきたいと思っております。

資料 2-1 の方ですけれども、前回以降、赤字で追記したものがアンダーラインとして引いている部分でございます。まず、1 ですけれども、前回、趣旨・目的のところで今般の児童福祉法の改正のそもそもの理念というか趣旨を記載したほうが良いのではないかという御議論ですとか、あと、3 つ目の \bigcirc のところにあります本運営指針の位置づけのようなものも具体的に記載したほうが良いのではないかということで、1 つ目の \bigcirc と3 つ目の \bigcirc を追記しているところでございます。

2ページでございますけれども、前回、いろいろ御議論いただいた支援内容のところになります。支援の内容につきましては、まず、順番として、いわゆる法律に規定されている順番で並びかえたほうが良いのではないという御指摘をいただいておりましたので、実情の把握、情報の提供という形で順番の入れかえなどをさせていただいております。

さらに、(3)の①相談対応のところでは、いわゆる通告への対応も記載してはどうかということで、追記をしております。さらに、③のところでアセスメントに関して具体的に記載したほうが良いのではないかということで、③を追記しているということと、④⑤に関しましても、御指摘を踏まえた形で追記をさせていただいているところです。特に⑤の支援及び指導等のところで、最後の方「また」以降のところで、記録の作成、管理・保管が重要ではないかということもありましたので、追記させていただいているところです。

⑥ですけれども、今回の法改正の目玉の一つでもあります都道府県(児童相談所)による指導措置の委託先として市町村が追加されたわけでございますけれども、その市町村が行う指導に関する記載は別立てで書いた方が良いのではないかという御指摘が書いてありましたので、⑥ということで追記をさせていただいております。この内容につきましては、先ほどの参考資料2の市町村児童家庭相談援助指針の本体の資料の28ページのところが(3)ということで、都道府県(児童相談所)の指導措置について委託を受けて対応するものということで、今回の法改正を踏まえてここの部分は全て新たに新規に盛り込んだ部分になりますけれども、28ページがそもそもの考え方を記載しておりまして、めくっていただきまして、29ページの下段の方に、いわゆる都道府県(児童相談所)が以下の事項に留意して市町村に委託して指導を実施させることとしているということで、これの内容に

ついては児童相談所運営指針の方の内容に書かれている部分を転記させていただいている ということです。30ページでは、これらを踏まえて、委託を受けた市町村では以下の事項 に留意して、市町村指導を実施するということで、今回、新規で書かせていただいており ます。

この内容が今回の改正を受けて、ある意味基本的な事項だけ記載したということになりますので、年度末までの抜本改正の中ではより具体化した記述が必要ではないかと考えておりますので、今後の議論の中で是非いろいろな御示唆をいただければと考えております。30ページの内容をある程度反映させたのが、先ほどの資料2-1の⑥の部分ということになっておりますので、⑥の部分と、30ページの援助指針の内容がリンクしているということを御承知おきいただければと思っております。

続いて、資料2-1の5ページ、5番の類型のところでございます。類型のところにつきましても、ある程度児童人口規模に応じて小規模型、標準型、大規模型というような区分を例示として提示させていただいておりますけれども、ある程度人口の範囲を示したほうが良いのではないかということですとか、あと、前回お示しできなかった標準型なり大規模型の、いわゆる配置人数等についても参考としてお示しをするということで、今回、新たに書かせていただいているというところでございます。

基本的な考え方としましては、小規模型で見ていただきますと、児童人口がおおむね2.7万人未満、人口でいうと約17万人未満程度の市・町村部が小規模型とくくりを入れてございますけれども、自治体数にするとかなり多くの自治体がここに入ってくるということで、この町から村、全てこの中に一応入っているわけですけれども、考え方としては、児童人口0.9万人、9,000人に1人支援拠点で常勤職員を配置するというような考えのもとで、最低人数としては下のところに書いてあるとおり、子ども家庭支援員を2名、1人は非常勤でも可ということと、虐待対応専門員を1名ということの人数配置を上げさせていただいております。

前回の議論の中でも、特に町や村などにおきましては、児童家庭相談に従事している職員が現状でも2人なり3人のところがかなり多く見られるところでございます。それらも、専任でやっているところから、兼任、非常勤、嘱託というような、いろいろバリエーションもありますので、その辺をどのように現状を考慮しながら、今回の支援拠点において機能として位置づけていくのかということを是非御議論いただきたいと思っております。

一番下の○のところですけれども、運営方法等の工夫というところで、(1)がいわゆる要保護児童対策地域協議会との関係、(2)が子育て世代包括支援センターとの関係ということで、前回第3回では、かなり関係性の話を御議論いただいたところでございます。

それを受けまして、事務局の方で、これらの関係性の整備ということで、イメージ案ということなのですけれども、作成させていただいたのが資料 2-3 の「参考資料」と書かれたものです。パワーポイント資料になります。下にカラーの絵が描かれている、その下の部分の 1 ページ目のところで、要は体制の関係整理(イメージ案)ということで、作ら

せていただきました。

これが全ての自治体に当てはまるということではありませんが、全体像としてこんなイメージで考えたらどうかというところの案、目安というものを示させていただいたところですけれども、真ん中のところに支援拠点があって、右側のところに要保護児童対策地域協議会のくくりがあるという中で、支援拠点は今回、要保護児童対策地域協議会の調整機関として位置づけられていくということが基本的な考え方としてあるのではないかということです。

支援拠点の機能の中でも、関係機関との連絡調整ということが法律の事項としても位置 づけられておりまして、ここに書かれてあるとおり、支援拠点が調整機関の主担当機関を 担うことで、支援の一体性なり、連続性を確保して、児童相談所との円滑な連携、協働の 体制を推進できるのではないかということで、要保護児童対策地域協議会の調整機関の主 担当機関ということが支援拠点の機能として考えられるのではないかということと、上の ところで、子育て世代包括支援センターとの関係でございますけれども、子育て世代包括 支援センターと支援拠点は対象なり機能、役割が若干異なる部分もありますので、こうい った位置づけにしておりますけれども、真ん中の赤いところに書かせていただいておりま すが、同一の主担当機関がこの2つの機能を担いながら、一体的に支援を実施していくと いうことがある程度想定できるのではないかということです。ただし、大規模支部等では それぞれ別の主担当機関、保健センターなりと児童福祉担当課、それぞれの別の主担当機 関が機能を担いながら、適切に情報共有を行いながら、子どもの発達段階ですとか、家庭 の状況等に応じて支援を継続して実施していくということが必要ではないかということで、 位置づけさせていただいております。それぞれの違う機関が主担当になりますので、狭間 に落ちないような連携というものが必要ですし、子どもの発達段階に応じて支援が途切れ ないように継続して実施していくということも担保していくことが必要ではないかという 位置づけ、イメージをこちらの方で作成させていただきましたので、頭の整理として、御 参考として認識していただければと思っております。

さっきの資料 2 - 1 に戻らせていただきまして、6 ページのところで子育て世代包括支援センターとの関係について書かせていただいていますけれども、支援拠点と子育て世代包括支援センターの機能を有機的に包含することができるということ、また、支援拠点と子育て世代包括支援センターをそれぞれ別の主担当機関が機能を担う場合には云々ということで、先ほどのことを書かせていただいているということです。

7ページ、8、関係機関との連携、児童相談所との連携、協働というところ。ここについては前回、様々な御議論をいただいたということで、②のところ、今後、ケースが関係機関の狭間に落ちることがないようにということで、児童相談所との連携、協働をしっかりとやっていく、問題認識の共通理解というものをしていく、さらに今日、(案)としてお示しさせていただいておりますけれども、共通のアセスメントツールなどを活用して、ケース対応に遅滞なく当たっていくということを書かせていただいております。

一応前回までの御議論の中で追記させていただいた部分を御紹介させていただきました。 今回、時間がありますので、また深掘りした議論をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○松本座長 ありがとうございます。

これから、大体1時間ぐらい予定をして、この拠点について議論していきたいと思います。

12月にもう一度このワーキングが開催されますので、今日出していただいた意見でもう 一度反映させて、12月のところで一旦、もし可能であれば取りまとめのようなことができ れば、また年明けに議論が継続という形で考えております。

どこからでもということなのですけれども、特にこれまで支援内容について議論がありました。最初の実施主体と委託の問題については、支援内容のことがある程度見えてからでないと議論がしにくいだろうということでしたので、支援内容のことに関わって、まず、御意見等がいただければ。

- ○奥山眞紀子構成員 すみません、その前に、全体の一番最初の目的が全くおかしいと思うので。
- 〇松本座長 分かりました。目的のところ、全体像のところで少し御発言をいただければ と思います。

もう一つは、いろいろ参考資料、提出の資料をいただいていますけれども、それについ ここに御説明いただくという時間をとらないでおこうと思います。むしろそれぞれの議論 の中で御発言をいただくときに、その資料を使っていただくという形で進めさせていただ ければと思います。

では、お願いします。

○奥山眞紀子構成員 この拠点の目的自体がかなり偏りのある目的になっていると思います。一番関係するのは、今回の法改正の3条ですね。3条で国及び地方公共団体が、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者、これは家庭ととって良いと思うのですけれども、支援しなければならないというのが一番先にあるわけですから、まず、ここを重視しないといけない。午前中の「新たな社会的養育の構築に関する検討会」でも、全体として、社会的養護を含めた社会的養育の全体像が必要なわけで、その中のこの部分は非常に重要なところです。家庭においてしっかりと支援がなされなければならない。それが今回の法改正できちっと入ったというところを前提にすることが重要です。更に、10条の1というのは虐待に限ったことではないのです。前回もかなりお話しさせていただきましたけれども、10条の拠点は前条1項各号に挙げる業務を行うに当たりと書かれているわけです。それは何を行うのかといったら、児童及び妊産婦の福祉に対して必要な実情の把握に努めること、同じく必要な情報の提供を行うこと、相談に応じること、調査指導とあります。その最初の二つがほとんど書かれていない。これはおかしな話だと思います。ですから、ここをちゃんと踏まえて、そのための拠点であるということを明確

に、3条と10条をきちんとここに入れ込むべきだと思います。

○松本座長 今、目的のところ、確かに内容に入る前にここを議論しないと支援内容のと ころが詰められないと思いますので、御発言ありがとうございました。

特定のところでちょっと狭いので、法改正の3条と10条をきちっと反映させて、もう少 し広く目的のところを位置づけ直すべきだという趣旨の御発言かと思いますけれども、こ れに関連して、何か他の構成員。

どうぞ。

- ○加賀美構成員 3条、10条の話に加えて、今回の法改正の一番肝のところは、新たな社会的養育という言い方をして、全ての子ども家庭を視野に入れるということが、まず、前提として市町村の役割ということを重要視してこの議論がされているわけでありますから、そうなると、今回の法改正の一番大事なところがハイリスクからポピュレーション、全ての子ども家庭、そういう構造の中でこの市町村の役割があるのだということをまずは明確にしないと、どちらかというと、要保護、要支援というところに特化しがちな状況があるので、まずは前提としてそこを押さえておく。それは今の3条と3条の冒頭のところという話と関わるところですけれども、だから、表現はどうあれ、ポピュレーションからハイリスク、全ての子ども家庭の支援、そういう拠点の目的を明確に文言として入れるべきだろうと、こんなふうに考えております。
- ○松本座長 どうぞ、お願いします。
- ○安部構成員 奥山先生とか加賀美先生が言われることは納得なのですけれども、つまり、市町村が担う役割は、ポピュレーションからハイリスクまでということでは納得なのですけれども、支援拠点がそれを全部担うかどうか、つまり、市町村の担う業務の全部を支援拠点が担うわけではないと思うのですね。ですので、役割分担として、よりポピュレーション寄りのところではないハイリスクのところを担うという位置づけなのだという、それはもしかしたら、それぞれの市町村が考えることかもしれませんけれども、支援拠点の位置づけは、よりハイリスクの部分を担うところではないかと思うのですけれども、そうでないと、巨大な組織になり過ぎてしまう気がするのです。
- ○松本座長 どうぞ。
- ○奥山眞紀子構成員 少なくとも、法律には市町村はと書かれていて、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整、その他の必要な支援を行うための拠点の整備をしなければいけないと書かれているので、そこは明確にしておいたほうが良いだろうと思います。だから、市町村がこれだけのことをやることの拠点なのだということは明確にしなければならない。

だから、そんなにちまちましたものを作るという話ではないと思います。かなり大がかりなものを考えなければいけないのではないですか。そうでなければ、社会的な養育はできないと思います。

○松本座長 どうぞ。

○渡辺構成員 市町村で実際に現場で働いている立場から言わせていただきます。

実際のところ、細々とした、それこそちまちました制度やサービスというものは実在していて、我々保健師はそれを自分の権限がない中で、あちこち頭を下げ、足を運び、子どもと家族が健やかにいられるために組み立てをした努力を今まで何十年と積み重ねてきております。ここで大きく児童福祉法の改正ですとか、母子保健法の改正にせっかく手が差し伸べられた以上、大きな枠組みをしっかりと市町村の中に位置づけていただきたいというのが、現場にいて仕事をしていく中での感想として持っているところなので、やはりしっかりと枠組み、市町村は全ての家庭に対しての養育を保障する責任があるのだということをうたっていただきたいと思います。

○松本座長 他、いかがですか。

一番大事なところだと思いますので、少しここは丁寧に議論をしたいと思います。

今、渡辺構成員から御発言があった趣旨は、ちょっと確認のためにお聞きすると、組織 として大きなものがあるというイメージなのか、それとも、枠組みとして大きくかけてと いう方が有機的につながりやすい。

- ○渡辺構成員 枠組みとしてですね。様々な法令の中で、行政ですので、動いてきていますけれども、それが有機的につながっていない。対象である子どもと家庭に対して必要な組み立てができない状況で、それぞれがばらばらで動いてしまうということを防がないといけないと思っています。
- ○松本座長 特に拠点という形で、かさをかけた方が。
- ○渡辺構成員 機能しやすいのではないかと思います。
- ○松本座長 機能しやすいのではないだろうかという御発言ですね。

安部構成員の御発言は、むしろかなり実働の大きな組織を作らなくてはいけないのではないかということの御懸念かと思いましたので。

○安部構成員 つまり、市町村としてポピュレーションからハイリスクまで担うというのは、皆さんと一致していると思うのです。そのときに、確かに市町村としてここに書かれています情報の把握だとか、情報提供だとかという作業も当然必要なのですけれども、それはそれで現実的に今でもやっている部分のようでもある気はするのです。

その要保護児童対策地域協議会の調整機関というのが既にある。既にある機関が幾つもありながら、それに新しい支援拠点というのが、私はどうしてもイメージができないですね。それを全部引き込むのですよというのだったら、それはそれで良いのかもしれないですけれども、それを渡辺先生が言われるみたいに、ポピュレーションアプローチから要保護児童対策地域協議会まで、そして、今作りつつある子育て世代包括支援センターも含めて全体を支援拠点というのですよというのだったら、それはそれで良いのかもしれませんが。

- ○松本座長 加賀美構成員。
- ○加賀美構成員 そもそも論をまた申し上げて申し訳ないのですけれども、今回の法改正

は、戦後70年間ずっと続けてきた、保護を中心とした仕組みから、養育を中心とした全ての子ども家庭を視野に入れたシステムにパラダイム転換するという大きな枠組みで議論されたと思うのです。だから、そのために、これまで都道府県がどちらかというと、中軸であった児童相談所を中心とするシステムを、市町村におろしてというよりも、一番住民の身近なところの市町村が全ての子ども家庭を視野に入れたシステムをきちっと作りましょうという議論から、こういう市町村の役割を考えた。そういう大きな枠組みの中で今回の支援拠点は、これまでのシステムに付加したというのではなくて、全てを包含するような支援拠点として考えるべきだという議論として提起されてきたものだと私は認識しています。

○鈴木構成員 鈴木です。

全然目的について反論はないです。私もそれは書き込むべきなのかなと思うのですけれども、では、具体的にどうするのか、目的論のところを書き込んで、今、構成員がおっしゃっているようなことだと、具体的にこの抽象論というか、児童福祉法が変わって、私も大転換したので、何かしら新しいものを書き込むべきというところまでは私も全部一致しているのですけれども、でも、それを担う主体があるわけであって、市区町村が今度何をやるべきかというところが、今ここのワーキングで具体論を詰めなければいけないとなった場合に、ポピュレーションで全てなんだよといった場合に、ふわっとしてしまうところがあると思うのですね。

では、要保護、要支援に対してはどうするのか、それ以外のそこの対象にしていない人もどうするのか。それ全体を順番に考えていくというのなら、またそれはそれで分かるのですけれども、今、構成員がおっしゃった目的は抽象論的に目的を書けば良いというだけではないのだと思うのです。そうすると、具体論の中がどれぐらい変わってくるのかというのが、今、お聞きになった部分だと分からない。有限な資源がある中で、緊急の度合いというか、児童相談所も限界です、市区町村も結構限界なところでやっています。どうやって有限な資源を配分しようかというところも考えなければいけないのだと思うのですね。それについて議論していかないとしようがないのかなと。

目的論で今、時間をすごく費やして、大事なことですけれども、具体論が見えてこないと、具体論の中で、これはやはり目的に照らして足りないですよという話であれば分かるのですけれども、私も目的が大きいものは分かりますし、大事なのも分かりますし、そうやって仕事をしてきたつもりですし、もっと言うのであれば、そもそも地方自治法とかで住民の安全、安心というのは全てのものを対象にしているわけであって、その議論と絡んできてしまう気もしていて、どう違うのかなというのが、おっしゃいたいことと具体論の当てはめが、例えばこの素案についてこういうところが今のところで言うと、目的から足りないんだよという議論をしていただけると、具体的な実務をやってきた人間からしても分かるというのがあります。

○松本座長 どうぞ。

○加賀美構成員 目的を共通して理解していくという作業がとても重要だと思います。そうすると、それで具体論をどうしたら良いかということに議論が発展していく。つまり、大きな枠組みの中で制度を変えようという今回の動きだということをまず、基本的に理解した上で、今までなかったものを構想していかなければならないということもたくさん出てくるだろう。それは多分、1年、2年でできるものではなくて、多分5年、10年という時間軸の中で完成していかなければならない取組だと思うので、今、ここで全てが議論されて、具体論が出てきますという話でやるのは大変だろうと思いますけれども、一応方向性として、目的を持って、具体論を形成していくという作業をこれから長い時間をかけて続けていかなければならないだろうと私は思っています。

○松本座長 どうぞ。

○奥山眞紀子構成員 趣旨・目的の最初が虐待相談から入ってしまっているのは問題だということなのです。趣旨・目的にはきちんとしたものを入れてほしいということが大きな提案です。

今、おっしゃったように、やはり趣旨・目的が大切になるわけで、その中で色々な新しい市町村にあったシステムが作られていくわけですから、そのときに非常に重要になってくる部分ではないかと思います。

○松本座長 よろしいですか。

趣旨・目的のところ、あるいは法改正の趣旨、目指している方向については特に御異論はないと思うのですね。認識の違いもないと思います。そこをもうちょっときちっと反映させた形で、特に、最初の奥山構成員の御発言の中で、法改正の文言をきちんとこちらの方にも反映させるという観点で、目的のところを位置づけ直すということは、まずここでの合意だろうと思うのですね。それはそのような形で進めていければ、あるいは、ここでのワーキングのまとめの中に入れて、市町村の最終ゴールである援助指針の改定というところにもきちっと反映させていくことが1点です。

もう一つは、具体のところでもう少し議論をするということは大事だと思いますけれども、渡辺構成員がおっしゃったように、個々にばらばらにつないでいたものをきちっと網をかけてといいますか、かさをかけて、有機的によりつながりやすくなるようになるということは、実際上とても大事なことだと思いますので、そのために拠点という形で全体に網をかけるようなフレームワークを作れないだろうかというのが、もう一つの議論としてあったと思うのですね。ですので、ポピュレーションアプローチからハイリスクの方まで含むというのは私はそういう意味だと理解していますので、そういう観点で、全体をどうつなぐかということと、もう少し付加的な何か支援の内容がこれまでにないようなものがあるとしたら、それは何かということだと思います。

特に自治体がやるとなったら、自治体が持っている既存のサービスをきちっと位置づけていく。特に母子保健なり保育なり、そういうものをきちっと位置づけていくということではないとまずいだろうと。何かメニューが1つ増えたということではないということだ

けは、それもここの合意だと思いますし、それは議論に出ていたことだと思いますので、 それを踏まえて少し具体的な内容なり、あとは全体の位置づけといいますか、中の位置づ けの問題に入っていきたいと思うのですけれども、目的のところはそういう方向でよろし ゅうございましょうか。

ありがとうございます。最初にきちっと議論をするべきところを、気が焦って内容の方に気をとられていましたので、大変貴重な議論をいただけたと思います。

- ○後藤構成員 最初に御説明いただいたのですけれども市町村援助指針の抜本改正との関係なのですが、それはそれとして扱うというのは分かったのですが、説明の中で、今、議論している支援拠点のガイドラインですね。それと、もう一つ、今日後ほど議論される支援方策のガイドライン、この議論の中身が援助指針に反映されるということですか。拠点のガイドラインはガイドラインとしてこの文言とかがそのまま残るのでしょうか。ちょっとそこは確認なのですが。
- ○松本座長 それは事務局の方から。

どうぞ。

- ○竹中虐待防止対策推進室長補佐 運営指針としてまとめていただいたものは、ワーキンググループでの取りまとめという形では残ることは残りますけれども、これがそのまま自治体の方に流れるというわけではなくて、ここに書かれた内容が市町村の援助指針に基本的には1つの章という形で盛り込まれるようなイメージ。さらには、支援拠点に関しては、運営支援を国の方でやっていくことになりますので、要は、補助事業としての実施要綱の部分にもこれが相当程度反映されていくというイメージになりますので、最終的に、自治体の方に年度末にお示しされるのは参考資料を抜本的に改正したものが流れるというイメージで思っていただければと思っています。
- ○後藤構成員 すみません、援助指針に溶け込む形ではなくて、その中の章立てみたいな 形でこのまま残るようなイメージですか。
- ○竹中虐待防止対策推進室長補佐 そこが議論というか、内容にもよりますけれども多分、全く新しいことになるので、今回、援助指針を見ていただくと、かなり市町村の援助指針は児童相談所の運営指針に比べるとまだ手薄な部分もありますので、そこは今後しっかり書き込んでいきたいと思っています。
- ○松本座長 そのことは議論だと思います。章立てという形では、ないものができたということについて1章あるということは大事だと思います。ここからは個人的な意見ですけれども、ただ、関係機関との連携のようなことが書いてあるのは、個別のところでそれぞれ連携しましょうと書いても無駄で、全体像としてどういうフレームワークの中で連携していくのだということがないとまずいと思いますので、そこのところは全体をもう一度見直して、溶け込ませていくところは溶け込ませていくという、これは個人的なイメージですけれども、御質問のところはきちっと固まった形で議論されているというよりは、むしろこれからの議論なのだろうと思います。

確認したいのは、これがそれぞれ通知で流れていくということではなくて、全体にまとめた形で市町村の援助指針の改訂という形で全体をまとめたい。そのためにまず支援拠点のところから議論しているという作り方ということですね。

○後藤構成員 先ほど安部先生が市町村と市町村の拠点とはある程度区別されるのではないかという趣旨かなと思ったのですけれども、拠点の議論と市町村の支援全体の議論とは、どう区別されていくのかなというのは、ちょっと私の中でイメージが、今、崩壊してしまったので。

○松本座長 大きく市町村のいろいろなところに網をかぶせて、拠点の話そのものが市町村全体の仕事の話になるのではないかという。

〇吉澤構成員 今、市町村にいる身として、理念は本当に今回、提言を私も毎日のように持ち歩いて、時間があれば読み返し、非常に熱いメッセージが伝わっています。ここでもたくさんのそういう話を聞かせていただいているので、これをどうやって市町村におろしていって、具現化していくのかということを考えることが、この拠点のワーキンググループを考えるということなのかなと、今、改めて思っているところなのですけれども、そうしたことを考えると、拠点というのは何か建物とか、どこかの今、東京であれば子供家庭支援センターみたいなところが、最初、イメージだというところからスタートしたかと思うのですけれども、もう少し中長期的に見て、市町村がやはりどうやって子ども、家庭を、家族を見直して、新しい形を作っていくのかと、そのことを考えるということだと思うのですね。そうすると、恐らく行政的に見ると、基本構想みたいなところに入ってきて、10年、20年の行動計画に落としていき、幅広く保育から教育から、全ての子どもに関わる分野のところで、この問題をきちっと整理していく、それに合わせて支援やサービスを整理していく、それが担う機関を整備していくということに引き上げられないと、多分、理念を現実化することは難しいと思うのです。そういうことをどうやって、鈴木さん、行政の中では具現化できるでしょうか。

つまり、理念を本当に施策に移していくための段階があると思うのです。行政は計画に 基づいてやるものですから、計画がないと多分今のような理念を実現していくのには、非 常に消えていってしまうのではないかという心配があります。

〇井上座長代理 吉澤さんの今の意見を受けまして、吉澤さんの資料で21ページと22ページを見ていただけますか。21ページの資料はタイトルは「虐待予防施策の体系図」になっているのですが、具体的に各市町村で実際に行われている事業がそれに入っておりますので、この図をもとにして拠点のところを考えていったらいかがかなと思ったのですけれども、よろしいでしょうか。

簡単に御説明していただいて良いですか。

○吉澤構成員 ありがとうございます。

その前のページに、実は2回目に用意したものに少し手を加えました。手を加えたとい うのは、やはり加賀美先生、奥山先生がおっしゃっているとおり、全ての子どもを考える 場なのだということが、私なりに整理をしまして、全ての子どもたちを今、どういうふうに、母子保健、現状の、東京都でいえば子供家庭支援センターで、どのように支援しているのだろうかということを、資料2にもう一回整理をし直しました。その後、それを具体的に予防という視点で整理したのが資料3になります。

ポピュレーションアプローチというのは、集団全体からリスクを減らしていき、全体の。 〇井上座長代理 理念は皆さん分かっておられると思いますので、絵を見て、母子保健の ところはどこ、地域拠点のところはどこ、より要保護的なところはどこというのを21ペー ジの図で簡単に説明してほしいのです。

○吉澤構成員 一番左側が母子保健が主となっているところです。保健所は精神保健も持っていますので、精神保健相談というところで親御さんのメンタルの部分を事業として持っていたりします。その次が、地域子育て支援拠点というところで、ここでもかなり健康群の方たちの相談に乗れていると思われます。一番右が要保護児童対策協議会の事務局を持っている子供家庭支援センターが担っている部分というところで、全体を見ますと、ポピュレーション、健康群から非常に重いところまで、それなりに今も施策として実施されているということがお分かりになるかと思います。

○井上座長代理 ありがとうございます。

その地域子育て支援拠点の図の囲みのところが今、加賀美先生たちが言ってくださっている拠点の各くくりになる、そのように考えてよろしいですね。

- ○吉澤構成員 そうですね。子ども世代、子育て世代包括支援センターが担うべきところ かなと思います。
- ○井上座長代理 ここのところにあと学校の要素が加わってくれば、子育て支援の全体のところが一応その年齢まで、特に義務教育期間はきちっと学校が見ていけると考えてよろしいですか。
- ○吉澤構成員 そうです。
- ○松本座長 目的のところは、今のお話の中で、かなり支援内容というか、内容の体系というところまで踏み込んでいると思いますので、このまま支援の内容ということも含めて議論を置いておく。目的は共有されていると思いますので、どういう内容でどういう機構でということを少し議論したいと思います。

どうぞ。

- ○後藤構成員 内容の前の、要は支援対象のところにまた関わってきて、全体だということになれば、今、書かれている支援対象は要支援からではなくて、全ての児童家庭になってくると思うのです。そこがスタートでよろしいでしょうか。
- ○松本座長 これはいかがでしょうね。私のイメージは、理念として全体をかける。やは り母子保健なり保育なりというところで既に全体のとこをやられているので、そこはきち っとつないでいくということと、もう少し要支援のところは手薄なところを載せていくと いうイメージなのです。

いかがですか。

- ○奥山眞紀子構成員 拠点が支援だけではないのに、何故支援対象なのだというのが良く 分からないのですが。つまり、拠点の中の支援の部分の対象はこれですというのなら話は 分かるのだけれども、拠点の対象といったら広がると思うのです。
- ○松本座長 拠点の対象だと広がるとおっしゃったこと、もうちょっと詳しく具体的に説明いただけると。
- ○奥山眞紀子構成員 まだ支援という言葉をどう使うかという話もなってしまうので、幅広く、ポピュレーションアプローチも全部支援というのだったら、もっと広がるのかもしれないのですけれども、色々な情報を、例えば地域の中でどういうリソースがあるのかという情報から、いろいろな地域の文化であるとか、そういった子ども家庭福祉に役立つ情報の収集等もこの拠点の役割の中に入っていなければいけないわけですね。それがもとになって、こちらの吉澤さんが書かれたような少し高い、問題が大きくなってきたときの支援もなされていくし、予防的な支援もなされていくとしたら、支援対象という、いわゆる支援をしていると自分たちでイメージする対象は確かに要支援ぐらいと言っても良いのかもしれないですけれども、全体に対してどういうポピュレーションアプローチが行われていて、それにどういう状況になっていて、どうなっているのかというのは見ながら、それに問題があれば、こういう問題をしてハイリスクとみなして対応することが必要なわけです。その様に考えれば、対象はもっと広がるのかなと思います。

上手く言葉が出てこなくてすみません。

- ○安部構成員 私、吉澤先生の別紙 1、20ページの図がとても分かりやすいと思うのです。 やはりポピュレーションから要保護まで全体を含めたところが中核支援拠点の機能なのだ として、その中のこの部分については。支援対象は要保護ではない、ハイリスクではない、 全体なのだと、この図をみんなで共有して、その中のここについてはこういう仕組みでと 書き分けないと、もうちょっと全体像を示さないと、多分みんな私と同じように分からな いと思うのです。混乱しそうなので、そういう大きな要保護児童対策地域協議会の調査機 関と、拠点というと、そういうことをイメージするので、そういうことではなくて、もっ と子ども全体の支援を考えていく場所なのだということを意識して、割とイメージ化して いったほうが良いと思います。
- ○松本座長 拠点という言葉で集中的に支援をするようなところなのだというイメージが 走るという意味ですね。
- ○安部構成員 はい。もう法律になってしまっているので、それはいじれないと思うので すが。
- ○松本座長 支援の拠点を何て呼ぶかというのは、またそれぞれの地域でいろいろ出てくると思うのですが。

今、安部構成員から吉澤構成員の資料の20ページのものが大変分かりやすいのではない かという御意見をいただきましたので、簡単に御説明いただければと思います。 吉澤構成員。

○吉澤構成員 20ページが分かりやすいですか。

これは21ページの表を文章にしたようなもので、一つには、多分、狭義のイメージである拠点、最初は多分子供家庭支援センター、要保護児童、要支援児童、特定妊婦という枠組みの中でどのように市町村がしっかりと役割を担っていくかというところを東京をモデルにしてというところだったと思います。それを切り出したのが子供家庭支援センターの方で、私は勝手に⑨までは調整機関で、その下が子供家庭支援センターと分けていますけれども、一体的にやっているわけで、15項目、居所不明児の把握などというのも今、市町村の大きな役割なのですね。そういうものを切り出したものが子供家庭支援センターの中身になります。これは恐らく先ほど御説明いただいた、これからまとめていく市町村児童家庭相談援助指針の中にも細かく入っているところだと思いますけれども、機能として切り出したものです。

それから、緑色は地域子育て支援拠点で、これは主に健康群のちょっとした身近な相談をするところで、広場を提供したり、ちょっとした相談に乗ったり、仲間作りを積極的にやるということが今も展開されていると思います。

保健所・保健センターは、特に今日は後ろのところに母子保健の現状を少し御説明できればと思って、いっぱい用意してきたのですけれども、この度、新しく子育て世代包括支援センターというものを32年度までに、今日は神ノ田母子保健課長もいらっしゃいますけれども、我々が保健師として保健センターで母子保健を何十年とやってきたことがこのように評価されているのかということは、恐らく渡辺さんも含めて非常に重く捉えているかと思います。そういう中で、母子保健をなくして良いのかと思う気持ちと、なくしてはいけないという気持ちと、このままいったらひょっとしたら、子育て世代包括支援センターは民間に委託できるわけですから、いずれ老人保健法がなくなるように、母子保健法もなくなってしまうのではないかと、保健師たちは大変そういう危惧を持っているぐらいなのですね。ちょっと悲観的過ぎますかね。

○加賀美構成員 そう。

〇吉澤構成員 それを聞いて安心しましたけれども、ただし、我々がやってきたこと、ノウハウを全く分断するようなことがないように、もちろん足りなかった部分があるのだとすれば、是非教えていただきたいと思いながら、母子保健は各市町村で、やはり大きな核になると思いますので、上手に今回の拠点の中でも運用していきたいと思っております。

あと、保健師の機能としては、前回も少しお話しさせていただきましたし、今回もその前の19ページに書かせていただきましたけれども、もともと保健師は医療とか看護とか公衆衛生の国家資格を持って、家族単位でのソーシャルワークも日常的に行っています。保健センターだけではなくて、市町村では高齢、障害、障害児も含めて、もちろん児童虐待の部門、生活困窮者の部署で配置されています。それから、人数が多いというところも含めて、そこにいろいろと書きましたけれども、安定的に拠点というか、児童福祉において

専門職を配置するということも、保健所を上手く使っていただければ可能なのではないか と思っています。

そのように、母子保健だけではなくて、親の問題というのは非常にハイリスクの方はメンタルの問題を抱えている方が大変多いですので、あわせて、そういうことも含めてソーシャルワークができる職種というところで、是非拠点の中でも使っていただきたいし、保健所・保健センターを上手く使っていただければというところであります。

これを全部包含すると、一般の子どもの家庭の支援も含まれるという全体像をイメージ しております。

- ○松本座長 どうぞ。
- ○奥山眞紀子構成員 児童福祉法で拠点と書いてはあるのですけれども、拠点という名前 という意味ではないですね。拠点が必要と言っているのであって、だから、そこにどう名 前をつけるかはまた別問題ですね。
- ○松本座長 別問題ですね。私は、拠点という場所を作らなければいけない、拠点になるような仕組みを作っていくイメージです。
- ○後藤構成員 大分県の後藤ですけれども、構成員提出資料の15ページをご覧いただきたいのですが、今の議論に関係するかもしれないと思っています。

私の資料ですが、15ページの1番、支援内容の中身に関わることなのですが、(1)実情の把握というのがありますが、その中で一つ私が考えたのが、いわゆる無所属児童、学校に上がっていない子どもで、保育園等にも所属していないために、地域、家庭で子育てをしている子どもの把握をする必要があるなと思っています。そういう中に結構孤立して子育て不安で虐待に至るようなケースもありますので、そういったケースをどのように把握していくかというところが、まさにポピュレーションだと思うのですね。それを把握することはまさに拠点の任務だと思います。その中から、把握された、先ほどの対象と支援対象は区別されると言っていましたけれども、支援対象をピックアップして実際の支援を行うのも拠点だと思うのです。そういうイメージでできないかなと考えました。

○井上座長代理 後藤さんが今、言われたところは、現時点では母子保健の中のこんにちは赤ちゃん事業で、新しく生まれた子どもたちはほぼ100%把握されていますね。それから、乳幼児健診で、その後ずっとフォローしていきますので、健診にこられていないとか、そういったことで、市区町村の特に母子保健の方は、どこが出てきていないか、保育園に行っていないかといったことをほぼ分かっている状況になっているのですけれども、それではいけないのですか。

○後藤構成員 保健師の把握に漏れるところが出てきているというのがあると思うのですね。要するに、そこの網目に漏れてしまう。健診に来られないかどうかはまたチェックするとして、来てもその場では特にノーチェックというような子どもが、その後の変化とか。ですから、保育園、学校とかに所属している子どもは、少なくとも基本的に毎日通ってきて、把握ができる。ところが、数か月、健診もしょっちゅうではないので、半年とか1年

とか間が空くと漏れるケースが一挙に短期間にエスカレートしてというのは、虐待死亡事例とかを見てもあるので、そういう未所属児童の把握は非常に重要だと思っています。

- 〇井上座長代理 分かりました。すみません、私、正常な子どもの方を頭に浮かべながら、 未所属と考えていましたので、ちょっとずれがあったと思います。理解できました。あり がとうございました。
- ○松本座長 ここまでいろいろな意見が出ましたけれども、1つは、目的のところはもう 少し法改正を反映する形にして、全ての子どもをということはよろしいですね。

もう一つは、拠点のイメージですけれども、市町村が行っているような各種のサービスを全部つなぐような、かさをかけるようなところと、そこにもう少し要支援のところで支援をできるような機能も持つということも大体合意といいますか、皆さん、御異論ないところだろうと思いますけれども、ここまでの確認はよろしいですかね。

そうすると、拠点という場所を1個作って、そこにいろいろやってもらうというよりは、 要支援のところの支援を手厚くすると同時に、市町村の情報をきちっと把握して、色々な リソースも有機的につないでいくような機能もあわせ持つという、内容としてはそういう ことは合意として考えてよろしいですか。それを前提に議論をしたいと思うのですが。

もう少し支援の内容であるとか、あるいは類型のこと、地域別にどのような規模でとか、 どういう内容でということもありますし、もう一つは、参考資料の2-3で出していただいた体制の関係整理のイメージ(案)というところで、事務局の方でいろいろ絵を描いていただいていますけれども、こういうイメージでいくのか、もう少し緑の部分が広くなるイメージなのかということも含めて、あるいは、今、事務局の方でたたき台で出していただいている案についてもう少し御意見をいただければ。

どうぞ。

- ○奥山眞紀子構成員 支援内容が全部要支援、要保護児童に関しになってしまっているので、それは問題だと思います。
- ○松本座長 これは持つべき機能の一つであるということと、もう少し広げなければいけないということと。
- ○奥山眞紀子構成員 例えば実情の把握は要支援、要保護児童だけの実情の把握ではない だろうと考えます。
- ○松本座長 今のことに関して、あるいは他の御意見ありますか。
- ○北村構成員 豊橋の北村です。

支援対象がここは全ての子ども家庭という形になるのか、市町村の相談援助指針でも、 既に児童家庭相談、相談が入ってきたものに対してどういう対応をするかということが援助指針に書かれているので、そもそも相談が入ってくるものを対象にした運営指針になっています。だけれども、こちらのガイドラインの方では全てのとしてくると、相談に入ってこないものも全て対象にしているという部分が、どんなふうに具体化できるのかという部分がイメージがしづらいところがあるのですが、ガイドラインの方でも支援対象は全て の児童、家庭という形になってくるというところなのでしょうか。また戻ってしまうのかもしれないのですが。

○松本座長 どうぞ。

○新澤構成員 そもそも市町村の役割は何なのかということなのか、拠点の役割は何なの かというところで、対象というのも明確化される部分もあるかと思うのですけれども、も ともと我々は東京都の子供家庭支援センターに所属しているので、そこをイメージしてい るので、そうすると、もちろん相談に来る方は誰でも相談に来るので、誰でも対象にして いるのですが、実際に継続的に援助するとなると、対象という形になるのか、その辺を拠 点のイメージが今の議論の中で、では、部署だけがいろんなものを包括して、子育て世代 包括支援センターみたいに何か機能があれば、その市町村として拠点があるということに なるのか、何か1つ構えて職員を配置したら拠点になるのかみたいなものが分からなくな ってきてしまったのですけれども、どういう形だったら拠点の仕事になるのでしょうか。 ○加賀美構成員 今のことと関連するかどうかあれですけれども、実施主体は市町村とい うことになって、市町村が全ての子ども家庭の、支援という言葉を使いましょう、支援の マネジメントをするということは、基本的な枠組みとして動かないということでないとい けないだろうから、2の実施主体のところに市町村が認めた社会福祉法人等に運営の一部 を委託するという文言がちょっと気にはなるのです。これは業務の一部を委託するのであ って、運営そのものを委託してしまって良いのかという話になって、市町村は何するのみ たいなことになりかねないので、ここは明確にしておきたいと。

○松本座長 今の加賀美構成員の御発言のところからいくと、私も同じ気分は持っていて、 運営というよりも、市町村がやる事業で、その中の一部の事業を委託することはあり得る と個人的には考えております。

それと、今、御発言の趣旨では、区市町村の役割と拠点の役割の整理ということですね。 それは場所なのか、機能なのかという問題も含めて何があったら拠点なのか。今、議論が 混線したのですが。

○新澤構成員 少し先を見ていくと、例えば配置人数が何人みたいなことが、小規模型とか出てくるのですけれども、多分、自治体によっていろいろなやり方が出てくると思うのですけれども、その機能があれば拠点という形になるのか、その施設みたいなものとか部署を作って拠点とするのかというか、その辺が、市区町村にその機能があれば良いのだと思うのですけれども、なかなか整理しづらいなと思ったところです。

○松本座長 どうぞ。

○奥山眞紀子構成員 わざわざ拠点を整備と書いてあるからには、市区町村の業務の中でも子ども家庭支援というものに関して、総合的に見るところを作るという、そういう機能を特別にするということだと思います。だから、市町村全体でやっているから良いでしょうではなくて、特別に全体を見るところを作ってくださいという、部門であり、部署であり、場所はあったほうが良いねみたいな感じかもしれないのですけれども。そのようなも

のではないでしょう。

- ○松本座長 何か御発言。どうぞ。
- ○後藤構成員 これも私の用意した資料ですけれども、構成員資料の16ページをご覧いただきたいのですが、4のところで、ガイドライン案の施設整備のところに関してなのですが、私のイメージで書かせていただきました。「拠点」と言えるためには、いわゆる独立性というか、場所、施設等のスペースの独立性と、組織の独立性、名称がそれにふさわしいものと、拠点という以上はそういうイメージをして書かせていただきましたが、そんなイメージかどうかというのを皆さん方とまた御議論させていただきたいと思います。

○加賀美構成員 関連して。とても拠点というような言い方で、しかも最初は子ども家庭 支援拠点と言っていたのですが、それが法律の条文の拠点をそのまま使ったという流れに なって、ここでは仮称になっているのですが、とてもイメージしにくいというのがあると 思うので、私の考え方は、最初から、地域子ども家庭総合支援センターという名称を考え て、提起したことがあるのですが、そういうセンターという言葉を使うと、何か建物や設 備を意識するとあるのですが、子育て世代包括支援センターにしてもそうなのですが、何 かそういうインパクトのある名前を仮称でも何でもつけて説明していかないと、分かりに くいかなと改めて思っています。

○松本座長 今、後藤構成員の提起で、どういうイメージで考えたら良いかということですけれども、今の自治体の中の機構を一旦まとめて統合して、ここがそういうことを集中して管理するところだというところと、具体的な支援機能を持つところをセットで考えるということだと思うのです。そういうときに、具体的な支援機能のところは場所とかそういうものがないとまずいと思いますので、では、それだけかというと、今の自治体でやっているような業務をもうちょっと統括できるような、それこそそれぞれの施策が有機的につながるようなかさのかけ方をするという、両方のことを考えるべきなのではないかというのが私のイメージなのです。

他、いかがでしょうか。

今日はかなりこれまでよりは具体的に踏み込んだ議論ができて、少しイメージの共有が 図られていると良いなとは思っているのですが。

支援対象は誰かと考えると、なかなか難しいのかもしれません。そこの書き方を工夫しないと、直接支援をするような対象と、全体として制度をつなぐところと、両方のことを持つと考えましたとき。

では、渡辺構成員、その後後藤構成員。

○渡辺構成員 渡辺です。

今、全体のポピュレーションからハイリスクまでという考え方の議論になっているかと 思うのですけれども、それをせんだってやっているのは母子保健なのです。保健所という のはどちらかというと今、ハイリスク群に特定されておりますけれども、市区町村の保健 センターというのは基本はポピュレーションに置いているのです。ポピュレーションの中 から心配であった人にさらに手をかけ、目をかけ、手伝いをしなければいけない人という 形でやっているものですから、非常に介入しやすいというのですか、支援の取っかかりを 作りやすいという特長があります。ただ、児童福祉の部分でいいますと、世間一般的には 役所の児童福祉部門のところが来たといった瞬間に、親たちは、うちは虐待していません と言われる時代になってしまっておりますので、本当にここのセンターの機能のどこに足 場を置いてやっていくことが、子どもと家庭にとって必要な支援を受けていけるのかとい うところの分かれ目にあるかなとは思うのですね。

保健センターが今、児童相談所や児童福祉部門から、まず、入り口の取っかかりは保健師にと言われるのは、どこのうちにも等しくポピュレーションアプローチとしての健診を受けましょうとか、相談を受けていますよということ、健康面からのお手伝いは何でも聞きますよというスタンスでやっているからだと思うのですね。

今回、多分、この法律の改正の中で、児童福祉法の中でも、そういうことができるところが母子保健よりももっといっぱいあったほうが良いのではないかな、足りていないのではないかなというのも、裏側にはあってほしいと思っているのが私の気持ちなのですが、本当に市区町村が児童相談所からの委託ではなくて、受けてやるようになってくると、本当にそこは児童福祉の人たちはやりにくくなってしまうので、拠点という言葉、ここでは法律の文言を見ると、必要な支援を行うための拠点と書かれているので、スクリーニングする拠点ではないということは、この指針の中にはちゃんと書いてほしいと。そうしないと、従事している職員の気持ちの持っていく場がなくなってしまうのです。自分たちが実際に児童相談所の手先になって監視をするということに気持ちが行ってしまうのではないか。そういう気持ちを持ったまま、親のところに向き合ったときには、絶対そういう気持ちが親に伝わってしまいますので、そういう意味では、そうではない、ここは市町村の仕事としては、支援を行って、養育を少しでも負担が減らせるようにしていくための支援の拠点なのだということをどこかに書いてほしい。そういう意味では、対象のところには、地域に住んでいる子育て世帯全てが対象なのだということを、私は書いてほしいと思っています。

- ○奥山眞紀子構成員 子育て世帯だけではなくて、妊娠期から。
- ○渡辺構成員 妊娠中も子育て期です。
- ○鈴木構成員 鈴木です。

ずっとそれぞれが思っている拠点のイメージとかをずっとやっていても全然らちが明かないと思うのです。実務の現場でやっている人間と、学者の先生で思っているイメージともまた違うと思いますし、現時点であるのは、先ほど吉澤さんが出したみたいに、保健所はあります、児童相談所はあります、子供家庭支援センターはありますという中で、相談はそれぞれ来るわけですね。実際に困りましたとか、泣き声通報が来たりして動いていくわけです。具体的な動き方とかは運営指針の中で書いていますが、それを保健所が全てをやるのか、子供家庭支援センターが全てやるのかというゆれはありますけれども、やらな

ければいけないこととしては、吉澤さんが出した資料20ページのところが大枠です。こういうことはやらないといけないね、もう少しやらなくてはいけないことが児童福祉法が変わって増えたかもしれないけれども、ひとまずこれはやらなくてはいけない。

しかし、現時点でこれが十分になされているとも思えないという部分もあって、つなぎをどうやってやりましょうかとか、具体的な策を考えましょうというところで議論をしていかないと、そこで足りないのであれば、また目的から遡って、趣旨に足りないから、ここの部分はもっと足すところが必要なのではないのかという話をしないと、ずっとここだけ話していて、重要な話ですけれども、何も進まないというか、皆さんが思っているそれぞれの拠点イメージは多分全員違うと思うので、それをすり合わせるのもなかなか難しいのではないか。

私は子供家庭支援センターにいたので、子供家庭支援センターがやっていることは分かりますし、足りない部分も分かりますし、それは保健所と手をつなぎましょうとか、児童相談所につなぎましょうとか、教育部門とか、保育部門とつなぎましょうというのはやってきたのですけれども、そのつなぎ方をまたどうしましょうという議論もここには出てくると思うのです。人数を先ほど、新澤さんもおっしゃいましたけれども、人数はこういうサービスをするのであれば何人ぐらい必要なのかという議論もしていかないとしようがないわけであって、今の議論というのが混乱をしている。

ポピュレーションアプローチはそれはそれで、そのとおりで良いのですけれども、では、 ポピュレーションアプローチといって、何が書き込まれるのかというところが、先ほども 言いましたけれども、今の議論では分からない。具体的に相談に来る人の現実のところか ら考えていったほうが、私は実りがあるものが作れると思います。

○後藤構成員 イメージを語るのではなくて、先ほどの拠点の支援対象というところですけれども、対象はとにかく全てで整理すべきだと思うのです。私のイメージになりますけれども、拠点が担うべきことは、ニーズがある、あるいはリスクがある家庭を積極的に把握する努力をすべきところではないかと思うのです。それが拠点だけでは当然できないので先ほど来出ている母子保健のところであるとか、あるいは所属しているところであれば、保育園であるとか、学校とか、そういうところとまさに連携をしながら、そこから情報を集約して、積極的にニーズのある家庭をピックアップして、そこに要支援の程度に応じて支援をやっていくという拠点ではないかと考えています。

○松本座長 重要な御指摘だと思います。

○佐伯構成員 先ほど来、いろいろとお話を伺って、そのとおりと思うのですけれども、 私は子供家庭支援センターを平成9年に東京都の先駆的事業として立ち上げたときに、平 成7年に東京都で児童福祉審議会の答申が出たときは、あらゆる子どもを対象とするとい うことが明記されていたのです。それが全部子供家庭支援センターにおろされて、現在に 至っている中で、何が起きているかというと、先ほど渡辺さんもおっしゃっていた、児童 相談所の下請のような仕事が中心になってしまって、実際に声にも上がってこない、ポピ ュレーションの子どもたちの支援のところが手薄になっているというのも現状なのですね。なので、ここで運営指針を書くに当たっては、全ての子どもが対象だということをきちんとうたうということと、市町村は全ての子どもを対象に支援をしていかなければいけないのだという文言のところをまず基本のところに入れていただかないと、いつの間にか結局要支援、要保護の子どものところだけに特化した組織作りになってしまうのではないかということがすごく懸念されています。

○加藤構成員 市町村といったときに、誰が主役だということになるときに、すごくみんないろいろイメージされると思うのです。今、吉澤さんが言ったように、子ども・子育て支援事業の対象者の子どもたちであったり、母子保健の全ての子どもたちという意味ではポピュレーションで、市町村は全部の子どもたちだということですね。

ただ、虐待防止ネットワークができてきたのは、全ての子どもたちの中で、困っている子どもたちがいて、情報が共有できない、だから、要保護児童対策地域協議会で情報をちゃんと共有できるように担保しましょう、そして、そこでできる子どもはちゃんとシステムとして支援も共有しましょう。それが虐待窓口になったのですね。ところが、今回拠点という形で支援と位置づけてもらったのは、そこが弱いのですね。すごく弱くて、相談員が細々やっていて、児童相談所の下請をやっていたら、ちゃんと支援ができないのではないか。ですから、そういった意味で、今回、特定妊婦とか、要支援とか、要保護の、全ての子どもたちもいるけれども、その中で手が届きにくい子どもたちをちゃんと支援の中に入れていくという、今までは家庭児童相談室がやっていたようなところを拠点としてちゃんと作っていこうと、そのためには人も何人か要るねと、それをきっちり検討しましょうというのが今回の趣旨だと思います。

私、9月27日に資料を出しているのですが、印刷に入っていなかったので、ちょっと補 足させていただきました。

○松本座長 そろそろ時間が大体1時間半ぐらい経過したのですけれども、これまでの議論のところで、先ほどのまとめのところ以外から出てきて、1つは支援の対象、「支援対象」と書くのか書き方は別にして、これを全体に広げて考えるということは、大きな御異論はないと思いますね。その中で、特に要支援といいますか、支援が必要なところにどう人を乗っけていくのかということも含めて議論しましょうということも御異論がないと思いますので、ここの書き方として、支援対象なのか、文言はまたあれですけれども全体の子どものことを考えるということがベースにあってということはよろしいですかね。

5分ほどブレークを入れませんか。それで、2つ目、3つ目のことも少し御紹介いただいて、それも少し御意見をいただいて、全体のところに戻るとしたいと思います。今日はまだ事務局にいただいた、もうちょっと具体的な中身のところで御議論をいただくべきところもあると思いますので。

あの時計で3時5分にしませんか。

○松本座長 それでは、議事を再開したいと思います。

残り1時間30分ございますので、おおむねの時間配分としては、議事の2番目の共通アセスメントツールについて、これは最初の頭出しですので、これで30分強ぐらい、その後の支援方策についてというところで意見交換として30分ほど、あとはもう一度拠点の議論に戻ることも含めて全体を通してとしたいと思ってございます。もちろん若干前後はあります。

まず、議事の2点目の共通アセスメントツールについて、事務局の方から御説明ください。

○事務局 事務局の方から説明させていただきます。

資料3「児童虐待対応に係る児童相談所と市町村の共通アセスメントツールについて (案)」をご覧いただければと思います。

こちらのアセスメントツールについての話ですけれども、平成26年12月に副大臣等会議がございまして、その中で、児童相談所と市町村において、児童虐待の内容や世帯の状態、緊急度等をあらわす共有ランク表を整備してはというところで話題になりまして、ここから出ております。その後、28年3月、専門委員会の報告でも、児童相談所と市町村の間での共通のアセスメント基準を作成すること、児童相談所から市町村へ送致する仕組みを設けることが考えられるということで、御提言いただきまして、6月に法律を改正しまして、その中で市町村と都道府県の役割が明確化されたこと、児童相談所から市町村への事案送致がこちらで新設されております。

こちらの図をご覧いただければと思うのですけれども、今回の改正の中で、従来の市町村から児童相談所への送致以外にも、児童相談所から市町村への送致、それぞれの専門性を行かすというところで、そこでの送致の枠組みを新設することができております。ここで活用するアセスメントツールということを想定しております。

2番、作成の目的でございます。ケース対応について、児童相談所と市町村の方で、それぞれの役割や機能を有効に活用していただく上で、共通理解と情報共有を図っていただくところでの指標となるためのツール、そこで押しつけ合いになったりしないようにというところで、情報共有をしっかりしていただいて、整理をしていただくためのものとして考えております。

次の2ページ、自治体の方で今、整理されているアセスメント、21自治体、児童相談所 と市町村で共有されているところがございます。そちらの事例とかを参考に、リスクの指 標等を抽出しまして、こちらの方で整理させていただいております。

こちらの活用ですけれども、「虐待ケース」「虐待が疑われるケース」に関しまして活用すること。虐待通告、児童相談所もしくは市町村の方で受理をしていただいた後、受理会議等初期対応を検討する際とか、その後、児童相談所と市町村どちらかで担当するのか、

事案送致、初期調査を行った後に、事前協議の場で活用するところを想定しております。 要保護児童対策地域協議会の会議等、ケースにずっと対応していく中で、役割分担を今後 評価して整理されていく上での活用等も想定しております。

4番、考えられる効果としては、問題認識を共有化して、対応漏れ防止を図っていただくということ、客観性を高め、対応のおくれの防止、情報を整理して評価していただければというところでございます。

取り扱いについてでございますけれども、今、お示ししている別紙の方、評価の事項ごとに最重度から重度、軽度、危惧あり・要支援といったところが整理できるということで、表をおつけしております。

あと、リスク因子の主な指標例ということで、評価に当たって、着眼点として考えられる事項を幾つか挙げさせていただいております。こちらの方を踏まえて評価をしていただきまして、その上で、役割分担をどういった形でするかというところをやっていただければということなのですが、今後、こういった事項に関しまして、通知として、取り扱いの基本的な考え方、それから、今回、お示ししているものは、あくまで評価に当たっての着眼点とかそういった部分だけでございますので、どういった考え方で整理をしていただきたいかということ、決して評価が固定化しないように取り扱いについて整理したものをお出しできればと思います。

あと、通常、市町村と児童相談所の間でも、今、送致をするに当たっては事前に調整を してということでとり行われていると思うのですけれども、そちらについてもどういった 形で事前に調整するのかとか、送致の手順とか、参考書式、きちんとケースに応じて引き 継ぎの期間を設けたり、そういったことが行われてというところをお示ししていきたいと 思います。

今後に関しましては、ツールに関して、自治体向けに発出しまして、地域の実情に応じて児童相談所と市町村の間での役割分担を決めていただき、運用を図っていただくということ、それから、4月以降、各自治体の方で運用状況があると思うのですが、そちらに関して随時状況を把握しまして、この取り扱いについて考えていくということ、こちら、現在、視点が初動とか、その後のリスク評価が中心になっておりますので、ニーズやストレングスも含めた包括的なアセスメントの策定が必要かといった点についても、今後、検討が必要かというところでございます。

今回、児童相談所と市町村の方で対応を考えていただく上で、判断していく上の指標の 部分と表を出させていただきます。

以上でございます。

○松本座長 ありがとうございます。

今日は第1回目ということですので、色々な観点からの御意見と思いますけれども、これは座長というより、一構成員の立場として、ぱっと見たときに、1つは、最後の方でもおっしゃっていましたけれども、アセスメントツールというときに、初期アセスメントだ

けで良いのかどうか、もう少しケースの全体の動きを見たところで中間的な、あるいは終 結のところも含めた形で位置づけないと、初期のところだけだとケースの投げ合いに使わ れる可能性もあるのではないかということを危惧する。

特に、1ページ目の今回の改正後の絵のところを見ているのですけれども、継続的な支援ベースのものもそれはそれで専門性が必要というか、そちらの方が難しいということもあると思いますので、この書き方そのものは、児童相談所が専門性が高くて、市町村が簡単なものというイメージを与えますので、そこはまずかろうと思っています。

あと、今後のスケジュール等について、12月下旬に通知を自治体に出すということですけれども、これを前提にすると、今日は何をどう議論すれば良いのかというのが分かりにくいといいますか、どういう内容で技術的助言を出されるのかなというのは、そのために今日は何を議論すれば良いのかなというのが、もしお考えがあれば、具体的に。もうちょっと後でも良いのではないかと思いました。むしろ29年度以降の、将来的にはというところもきちんと議論した上でこれが出てくるというのが、自治体の方からすると分かりやすいかなという印象を持っています。

時間がありませんので、私、座長というよりは個人的なということで、そういう感想を 持っているということはお伝えをして、今の事務局のアセスメントツールについてという ことで、各構成員からの御意見を伺いたいと思います。

どうぞ。

○吉澤構成員 前段の検討と分断されるような形で、一体どこの部分をもってアセスメントのことを言うのかよく分からないのですけれども、アセスメントツールのことを検討するということなので、私、資料5の19ページに5番としてリスクアセスメントツールのことを書いたのですけれども、松本先生がおっしゃったとおりで、何をアセスメントするかということが非常に重要であって、今の御説明の用意してくださったものがどういう位置づけなのかよく分からなかったのですが、子供家庭支援センターの実務として考えることについては、簡単に4つありましたけれども、緊急度のアセスメント、一時保護をするのか、しないのかというアセスメント、家庭復帰のアセスメント、妊娠から母子分離するかしないかのアセスメント、これは日常的によくやっていることで、後ろの方に実際使っているものを資料として提出させていただきました。

重要なことは、アセスメントツールは目的ではなくてあくまでも手段なので、それが逆転することはよくあって、これを埋めることが目的化することが大変よくあるので、それはそうではないということをよく現場の中では言っています。

それと、誰がアセスメントするのかということも重要で、市町村の場合は要保護児童対策地域協議会の中で、方針を決めたり、立てた計画を評価したりするときに、私が添付したものはよく使っています。ですので、どこかの1機関だけというのではなくて、ケースの検討会議みたいなところの中でみんなで情報を集めあって、総合的に評価する、アセスメントするというイメージで日ごろからアセスメントツールを使っております。

○松本座長 他、いかがでしょうか。 どうぞ。

○加藤構成員 私も事務の方から言われたので、提出させていただきました。私は今、どんなところがアセスメントを使っているのかということと、ピンクの在宅アセスメント指標マニュアルという、これは奥山先生の班で研究させていただいたときに、成果物として出させていただいて、それがバージョンアップして、黄色からピンク色になったという、そういった色の変化があるのですけれども、一番アセスメントを使うのは何のためかという意味では、虐待の知識も、家族の分析とか、家族とは何と、基本的な知識をちゃんと学んだ上で、補助的に使うものであるというのを、まず、私たちは出発点にしないといけないかな。

ただ、何故共通アセスメントツールが必要なのかといったときに、言葉が色々な分野では違うので、同じ言葉を使っていきましょうという目的があります。何が分からないのというときに、ここが分からないねということが共有でき、その人にとって何が必要なのか、子どもの安全にとって何が必要なのかということが合同で協議し共有できていく目的のためのものとして作られています。

私、一つ事務局に申し上げたいのですけれども、今日の資料3の共通アセスメントツール(案)の1. 作成の必要性の下の図、児童相談所と市町村と、その市町村の下に要保護児童対策地域協議会が書かれているのですけれども、児童相談所も要保護児童対策地域協議会の一つなので、真ん中に置いていただけませんでしょうか。ブリッジをかけていただいて。

そう申しますのは、実務者会議などで進行管理会議をするときに、どちらが主たる機関としてやりますかという形で検討するときなどに、これこれこういったことかあるので、児童相談所が中心になってねという話になっていくかなと思いますので、図を要保護児童対策地域協議会をちょっと上の方に網かけにしていただいたら、より分かりやすいかなと思いました。

まだ言いたいですけれども、今は終わります。

- ○松本座長 他にいかがでしょうか。 どうぞ。
- ○渡辺構成員 今、机の上に追加で配付させていただきました。アセスメントツールの連絡が昨晩来ていたもので、けさ午前中、あわてて参考になればと思ってお持ちしたものです。

多分、国で調査された共通アセスメントツールというのは、児童福祉部門、児童相談所と市区町村の福祉部門との間の共通のツールの話という形で統計をとられているかと思うのですけれども、母子保健の分野では、かれこれ10年以上前から保健師の間ではほぼ共通した項目でアセスメントし、リスクを判断し、どういう支援を組み立てていくか。ここが肝でして、リスクアセスメントをするのではないのです。支援をすることが目的のリスク

アセスメントです。

やはりそこが子育で支援をしていかない限りは、虐待という問題は改善していかないということを保健師は職能として十分理解しておりますので、保健師や地域で新生児訪問をしている助産師たちと手を組みまして、こういった形でのアセスメントをしていると。その際には、ここも肝でして、必ずカンファレンスをするのです。1人では決めません。そのケースに関わる人、関わるであろう人たちが集まってカンファレンスをするという仕組みもあわせて作りますし、この仕組みを運用していくための研修会というものも必ずセットで組み立てます。そこが行政にいる保健師の、臨床のナースと大きく違うところだと思うのですけれども、やり方、仕組み、研修、これをセットでやっていかないと機能しないというのは、日々の仕事の中で経験していることですね。このカンファレンス記録に関しても、内容の吟味も当然当事者でしますし、その中で使っていく用語だとか、そこに記していかなければいけない項目はどういうものなのか、漏らしてはいけないものはどうなのかということも、ここでは簡単な記入の内容となっていますが、その背景にはやはり看護職という専門性に裏打ちされたものの上にこれがあると見ていただければありがたいと思います。

そういった意味では、市区町村の児童福祉部門ではいろいろな職種の方たちがアセスメントしなければいけないという点を考えると、ツールを作っただけでおしまいにはしてほしくない。ツールをどういう運用をし、それがどう機能していくかというところも含めて、構想をちゃんと持ってやったほうが良いのではないかという意見です。

以上です。

- ○松本座長 他にいかがでしょうか。
- ○北村構成員 豊橋の北村です。

今回のアセスメントツールが市町村と児童相談所の送致の中で、一つ物差しになるものというか、必要なものではあるのかなと思うのですけれども、児童福祉法の改正の中で、この図というのが市町村への事案送致のところで書かれていた図で、改正の中の検討事項の中で、要保護児童の通告のあり方、振り分けのところにもこういったアセスメントというところが出てくるのかなと思うのですが、今回のアセスメントとそこの振り分けの検討のところの、2年以内に検討だったと思うのですが、そのあたりのアセスメントと何か違いがあるのか、ゆくゆくはそれが振り分けのところになるのか。そのあたりがどんな考えがあるのかというのを、スケジュールともあわせて気になるとこかなと思いましたので、お伺いしたいです。

- ○松本座長 今の点は事務局の方から何かお考えはありますか。
- ○竹中虐待防止対策推進室長補佐 要保護児童の通告のあり方は、確かに2年以内に検討ということになっていて、これはもう一つのワーキンググループの子ども家庭福祉人材のワーキンググループの方で今後検討することになっています。今回は共通アセスメントツールというのはそれより先取りしたような形でお示しさせていただきたいという位置づけ

になっております。

- ○松本座長 他、いかがでしょうか。
- ○鈴木構成員 今回の共通アセスメントで東京都と23区の間だと、共有ガイドラインが示されたと思うのですけれども、自分たちのところだと、リスクアセスメントシートという、これと似ているのですが、実際は結構項目が入っていて、○をつけてやればできるようなものを使い始めてやっています。何が言いたいかというと、私はこれはこれでたたき台として使えて、より使いやすくするためには、中に真っ白で全部書き込むというのは事務量がすごく大変になるので、何かしらの項目で○がつけられるような、後ろに主な指標例というのがあるので、それをこの中に入れ込んでおくと、使いやすいのかなと思います。

あと、最初にありました、初期は初期で、途中は途中というのを分けるとすごく煩雑になるので、欄を2つぐらい設けていました。初期の段階でもこれを使って、途中だとそこにある程度、何月何日というのを書いて、これに足していくのであれば、継続的に動きも見られる。

- 一番重要なことは、東京都も23区も、今回これを使うのであれば、先ほど保健の話も出ましたけれども、ある程度同じ関係機関間で、要保護児童対策地域協議会なら要保護児童対策地域協議会の枠組みの中でこれを使っていこうよというのがあると、その後、これだけではだめだというのは大前提なのですけれども、1つのツールとしての判断の見立てとかに使いやすいのかなというので、提案をさせていただきます。
- ○松本座長 いかがですか。どうぞ。
- ○奥山眞紀子構成員 後ろにある項目は言ってみれば「症状」なのですね。これがあるかないかで、あるいは1つあったからと、あるいは同じものがあったからといっても、背景によって全然リスクが違うし、軽いと思われていたものでも、背景によっては物すごく重いこともあるわけです。それをチェックリスト的に、これがあるから重症とかは絶対に言えないと思います。加藤先生や渡辺さんが言ったように、どういう考え方をしているのかをカンファレンスの中で突き合わせていかなければ共通にはなっていかないだろうと私は思います。あまり後ろの項目を中に入れ込んでチェックすれば良いだけのはまずいだろうと思います。
- ○鈴木構成員 反論というか、全然そんな意味で言っていません。何もないより、あった ほうが良いだろうという意味です。それだけで見立てられないというのは私も十分認識し ていますし、そうやって関係機関でやってきています。
- ○松本座長 他にいかがですか。
- ○加藤構成員 具体的な話で、アセスメントシート例のところで、子どもの身体的な状況とか、不適切な養育の状況にリスクレベルと書いてあるのですけれども、既に子どもが傷ついている場合であれば、子どもの傷つきという意味なのかなと思うのですけれども、リスクレベルにならないですね。セベリティー・オブ、あれですね。程度ということだから、

リスクレベルではないと思うのです。既に傷つきだからというのが、文言で。

- ○松本座長 他、いかがですか。
- ○吉澤構成員 とは言うものの、人を育てていくという意味では、一定の指標になるようなものがあることは一つには重要かなと思います。早ければ1年、2年でくるくる相談員が変わるのが今の市町村の現状ですので、全く相談業務をしたことがない方が最前線に出ることももちろんいっぱいあるので、そういうときに一定の標準を保っていくというところでは必要だとも思います。

○安部構成員 アセスメントシート例(案)の7ページ目が別紙となっていて、背景として考えられる点とか、支援の目標とか、これはチェックではなくて総合評価の欄だと思うのです。結局、そこで総合評価として担当区分が児童相談所か市町村かとなっています。

先ほど説明された目的のところの2つ目、児童相談所と市町村の押しつけにならないような仕組みとすることが肝要ということですけれども、提出されたものを見ていると、アセスメントシートとして状態像を症状で、奥山先生が言われましたけれども、少なくとも症状を漏れなくチェックするという意味では必要だと思うし、総合評価としてそれをひっくるめて判断していこうという別紙がついている。良いかと思いますけれども、結果的にそれが出たところで、どちらなのという答えは出てこないシートですね。

全国の市町村が期待しているのは、もしくは児童相談所が期待しているのは、これで全部が振り分けられるという恐怖心と恐れと何かなので、共通アセスメントのツールであって、役割分担、押しつけにならない仕組みを作るものではないかもしれないなという気がするのです。目的のところがちょっと違うかもしれないという気がしました。

○松本座長 今のこと、先ほどカンファレンスの重要性もおっしゃっていましたけれども、 基本的にはどういうタイミングでどうカンファレンスをして、どういうケアプランを共有 しなければいけないのかという話とセットで出ていかないと、これがひとり歩きするとか えっていろいろな懸念の方が大きいような気が私自身はしているのです。

事務局、こういうものはある点では共同の仕組みを作っていく上でとても大事だと思うのですけれども、12月中旬に技術的助言として通知するということの意図は何ですか。どういう中身で。全体像が見えない中でそこだけがひとり歩きしてしまうとまずいような気も、私自身は懸念しているのですが。

○竹中虐待防止対策推進室長補佐 今後のスケジュールのところで、(案)として年内にお示しをして、その後ですけれども、これは実際、児童相談所からの市町村への送致が4月施行になって、その前段階で、国のアセスメントツール(案)を参考にしていただきながら、各都道府県の中で、地域の実情に応じて役割分担とか、こういった振り分けなどをどうやっていくかというのを、自治体の中で議論していただいて、ガイドラインのようなものにまとめていただき、4月の施行に向けて準備をしていただきたいという趣旨がございます。そういったことから割り戻すと、年内に国の方からある程度お示しをさせていただかないと、自治体の方の準備がもっともっと遅くなるということで考えております。

実際に、国が出したものを全て自治体でやってくださいということではなくて、既にここにも書いてありますとおり、21自治体の中では実践的にやっているものもある。先ほどおっしゃったように、東京都などではかなり進んで、共通ルールみたいなものがありますので、それはそれでもちろんやっていただいて良いのですけれども、ないところもあって、そういったところが重症事例なり、死亡事例なりに至るということも多々ありますので、そこはできるだけ速やかに、国としてもこういったものを発出したいと考えだという趣旨でございます。

○渡辺構成員 そうすると、今回の12月中下旬に技術的助言として自治体に発出しようと されているものは、これを試行的に取り組んでみていただいて、その内容をさらにバージョンアップに生かしていきたいというような内容の発出をされる御予定ということでしょ うか。

○竹中虐待防止対策推進室長補佐 試行的という意味合いがちょっとあれですけれども、ある程度、国の方で、これは技術的助言ですので、参考にしていただくということなので、これを自治体の中でもんでいただくということがあって、さらに、国の方でも29年度以降のところに書いてありますけれども、要は、いろいろな自治体の運用状況をこちらの方でも情報収集しながら、もっとこれに対して手を加えていったほうが良いのではないかということで、見直しをもちろん順次行っていきたいと思っています。

なので、試行というか、ある程度(案)というか、一回お示しをして、またそのランニングの中で良い方向に持っていくと考えおります。

あと、今回、大変申し訳なかったのですけれども、シート例ということと、実際お話のありましたやり方とか、仕組みとか、留意事項とか、そういったものは実際には通知の中でいろいろ書き込んで、自治体の方にお示しする予定なのですけれども、それはまだお示しできなかったので、またそれについてはでき次第メール等でも情報共有させていただいて、また御意見などもいただきたいと思っております。

○渡辺構成員 これは私個人的な懸念なのですけれども、市区町村で仕事をしていると、国からの技術的助言とか、局長通知になると随分上になってしまうのですけれども、課長通知や事務連絡ですとか、そういったものの扱われ方というのが非常に重みがあるというのですか、決定事項なので、従わねばならぬのだというふうに、事務方から我々現場にいる技術屋は言われてしまうことがとても多く、それがたとえ間違っていたものであったとしても、なかなか修正がきかないというのが現場のジレンマなのです。そのあたりも十分配慮していただいた上で通知なりを発出していただかないと、結果、市民や子どもたちが不利益をこうむることを経験してきていますので、そこは慎重にお願いしたいと思っております。

以上です。

○松本座長 ただ、このスケジュールですと、このワーキングでこれを議論する時間がないということですね。もう一つの議論をされてということになりますかね。

〇山本内閣官房内閣審議官 お答えします。確かに渡辺構成員がおっしゃるように、非常に過剰に重く受けとめられる可能性があると思っておりますので、今日は大体こんなイメージのものを作りつつあるということでお出しさせていただきましたので、また、構成員の方からも御意見をいただき、座長の方から進め方で御示唆があるかもしれませんけれども、より深くこれをたたいていく作業をして、今、ここに書いておりますスケジュールどおりいけるかどうか分かりませんけれども、それをまたぐことはあるかもしれませんが、もう少し詰めた作業をした上でお出しさせていただきたいと思っています。

○松本座長 アセスメントの考え方、つまり、カンファレンスも含めた共同のフレームワークの全体像がある程度見えた中でこれが出てくると、大変有益だと思うのですけれども、それがない中で出てくると、ちょっとひとり歩きを初めて、かえっていろいろな懸念の方が大きいような印象を意見として持っておりますので。

こういうことで、全体としては市町村の援助指針のところにも反映されるのでしょうけれども、先ほどの拠点のところ、児童相談所と共同でやるというのだったら、拠点が何をするかということとも関わってくると思いますので、そこが先にアセスメントのところだけが出てしまうということについては、若干慎重にいく判断をしていく必要があるかなと考えております。

ただ、中身については中身として議論をしなければいけないということも承知をしておりますので、そういう観点でも皆さんからの御意見をいただければと思います。

他にこの件について御意見、内容についてもどうですか。 どうぞ。

〇鈴木構成員 追加で、これは使い方の問題なのですけれども、顔を合わせているときだけではなくて、例えば電話がかかってきましたとか、目の前に相談の人が来ましたというときに、人も変わるということでいえば、何かしらのシートがある必要があるのですね。それをみんなで今回作りましょうという話で、保育園だったり、保健所だったり、子供家庭支援センターでこういうものを、これが良いかどうかは別にして、同じものを持っていて、その後、カンファレンスというのは当然やる話なので、初期の段階は、みな同じものを持っていれば、それで丸をつけられる。書き込みもできる。後でつけ合わせをする。それがまたよくなかったかもしれないとか、ここは足りなかったかもしれないということは話ながら当然ある話なので、何かしらを持ったほうが良いということは共通理解で良いということですね。

○松本座長 そのことについて異論はないと思います。

この点については、また御意見があれば、事務局の方にもお寄せいただいて、こういう ものが必要だという御意見と、幾つかの懸念ということが出されましたので、そこも踏ま えて詰めていきたいと思います。

議題の3点目について御説明いただけますでしょうか。

○竹中虐待防止対策推進室長補佐 それでは、議事の3つ目になります。先ほどの支援拠

点との継続にもなりますけれども、資料4で、2つ目のこのワーキングの検討課題であります在宅支援等の強化を図るための支援方策、いわゆるガイドラインの御検討を年度末にかけてしていただきたいと思っておりまして、まずは考え方なり検討事項の骨子(案)ということで、簡単に一枚紙でまとめさせていただきました。

枠囲みのところになりますけれども、2つ目の○のところで、今般の児童福祉法等の改正を踏まえまして、市区町村において対応する職員の援助に必要な態度なり知識、技術などを含めて、新たな役割ですとか機能等をこの援助指針の中に追記を行って、市区町村が法改正の趣旨を踏まえた適切な援助を行えるように、今般、抜本的な改正を行う必要があるのだということで、今回のおまとめいただくガイドラインというものは、その基本的な考え方なり援助の具体的な内容等をお示しするものという位置づけになります。

ですので、冒頭言ったように、この基本的な内容が援助指針の方に盛り込まれていくというイメージを考えているところでございます。

下のところの構成につきましても、1から4までございますが、先ほどの参考資料2、援助指針の本文を見ていただきますと、目次のところにありますけれども、第1章から第4章まで構成になっていて、それぞれ第1章が1番目の市区町村における児童家庭相談援助の基本、第2章が2番というような位置づけになっていて、今回の改正の内容がそれぞれの章立ての中で具体的にどういうところに盛り込まれていくかということを、まずお示しさせていただいたということでございます。

項目としては、とりあえず考えられるものとして幾つか挙げておりますので、これに関していろいろともっと御議論いただいて、追加していく。さらには、それぞれの項目について具体的な内容を記載していく、考え方をまとめていくという作業を是非お願いできればと思っております。

1番、児童家庭相談援助の基本というところでは、今般の法改正で「国・都道府県・市 区町村の役割・責務の明確化」等に伴う都道府県と市町村の役割分担ですとか、連携の基 本的な考え方について書き込んでいく必要があるのではないか。

2つ目として「児童の福祉を保証するための原理の明確化」、権利のこととかも含めまして、児童家庭相談援助に求められる基本的な態度について書き込む必要があるのではないか。

3つ目として「子育て世代包括支援センター」や「児童等に対する必要な支援を行うための拠点」の設置等に伴う児童家庭相談援助の体制についてどのようにしていくか。

要保護児童対策地域協議会との関係整理についてどうしていくかということを書き込んでいってはどうかと思っています。

現状において、援助指針の中に要保護児童対策地域協議会のことがほとんど書かれておりませんので、そこはしっかりと書いていく必要があるのではないかと思っております。

2つ目としては、市町村の具体的な役割ということで、今回、新たに設けた「支援を要する妊婦等に関する情報提供」に伴う相談・通告への対応について、どのように行ってい

くのか。

児童相談所による指導措置の委託ですとか、児童相談所から市町村への事案送致に伴う 相談援助活動というものをどのように担っていくのかということを書き込んでいく必要が あるのではないかと思っています。

4つ目、関係機関との連携のところでは、都道府県との関係なり、学校、教育委員会、 さらには児童福祉施設、保健所、市町村保健センター、医療機関との関係等々についてし っかりと書き込んでいく必要があるのではないかということで、こういったものを踏まえ て、援助指針の改正に向けた議論というものを行っていただければと思っております。

簡単でございますが、以上でございます。

○松本座長 ありがとうございます。

今の御説明でちょっと確認したいのですけれども、基本的にここにある4つの項目というのは援助指針の章に対応しているということですので、逆に言うと、援助指針の抜本的な改訂をしていくに当たって、今、考えられているような議論すべき論点という形で示されているという理解でよろしいですか。

- ○竹中虐待防止対策推進室長補佐 そういうことでございます。なので、現行の援助指針がこういう章立てになっているので、抜本改正のときにはまたこれががらっと変わることはもちろん、今回、議論をしていただきたいと思っています。
- ○松本座長 それでは、どうぞ。
- ○奥山眞紀子構成員 抜本改正なのに、「市町村児童家庭相談援助指針」というのはいかがなものかと思います。「市町村子ども家庭支援指針」なのではないかと考えます。
- ○松本座長 今のことに関して、「相談援助」というより「支援」としたほうよいのでは ないかという御意見ですね。

今のことに関して何か御意見ありますか。

○後藤構成員 今の御意見はそのとおりで結構だと思います。

別の、文言にこだわる感じがあるかもしれませんけれども、このテーマ、市区町村における在宅支援等の強化を図るための支援方策、これは当初から一つのテーマとして掲げられていたと思うのですけれども、私はこれを見たときに、今の今まで市町村の在宅支援を強化するために、国あるいは県が何らかの支援をする方策かと思っていたのです。でも、中身は要は現行の市町村援助指針の改正ポイントみたいなことになっているので、テーマの文言がないようにそぐわないのではないかと思ってしまうのですが、いかがでしょうか。〇松本座長 支援方策の支援というのは、市町村が支援されるということですか。

- ○後藤構成員 つけ加えると、そのことが必要ではないかと思うのですね。市町村を強化するための支援も、まさにそれをどういったことを国、県ができるのか、すべきなのかということは議論しないと、市町村だけに任せても、それはできないことではないかと思います。
- ○松本座長 これも議題の文言についてはそれはそれとして、市町村に対する支援をどの

ように図っていくかということはきちっと検討すべきではないかという御意見なのですけれども、今のことについて、何か重ねての御発言はありますか。

どうぞ。

- ○奥山眞紀子構成員 その意味で、市町村の基盤整備を国がサポートするという話になっていたのですが、その内容が今のところどんな形で進んでいるのか、お教えいただけますでしょうか。
- ○松本座長 事務局から何か。
- ○竹中虐待防止対策推進室長補佐 今のところ、まず、予算的な措置のところで、来年度の概算要求、第2回か何かで資料としてお配りしておりますけれども、市町村のいわゆる体制強化という内容を中に盛り込んでいたりとか、一番そもそものところで、児童家庭相談体制を充実していかなければいけない。そのために、地方交付税措置の充実というものが必要ではないかということがありますので、総務省に対しても人員の増について要望を出しているというところがあります。これらについては年末から年明けにかけて決まってくると思いますので、またその内容については次回かその次のワーキングの中でお示しさせていただきたいと思っています。

以上です。

- ○松本座長 もう一つは、今、御意見として出たのは、財政的基盤の整備を含めて、市町村に対する支援、市町村にやってくださいという限りは、市町村がどうやったらそれができるのかということをきちっと技術的なことを含めて支援しないとまずいだろうという観点だと思うのです。それはどういう形で検討されるのか、ここでするのかどうかも含んでの御質問だったと思うのですけれども、そこについては事務局の方で今、何かお考えはありますか。
- ○竹中虐待防止対策推進室長補佐 それが要は援助指針の策定なりということにつながっていくのではないかと思っておりますけれどもこれを国から出すことによって、運用面での改善なり、体制の強化を図っていただきたいということになると思うのです。
- ○松本座長 どうぞ。
- ○安部構成員 資料4の1の最初の○、都道府県と市町村の役割分担・連携の基本的考え 方の中に、役割分担だけではなくて、都道府県からの支援、ついでに児童相談所のバック アップも含めて、つまり、都道府県はこんなことをしなさいということを市町村の子ども 家庭相談指針に入れても構わないのですか。また、それは効力があることなのでしょうか。 ○松本座長 いかがですか。ここのところに書き込んで、市町村だけではなくて、都道府 県はこういうことをしなければいけないですよということをきちっと書くということです ね。
- ○安部構成員 もし書けば、これが効力が発生するのかどうかというのはどうなのでしょうか。
- ○竹中虐待防止対策推進室長補佐 効力という意味では、もちろん都道府県に対しても通

知させていただきますので、都道府県の方でそういったことを受けとめて、市町村への支援をしていただく。そもそも法律の中でも人材育成とか、都道府県の市区町村に対しての支援というものが文言としてもありますので、それをどう具体化していただくかという内容になっていくのだと思います。ここに書き込むこと自体は可能ではないかと思っています。

○松本座長 他にどうですか。

1つは、そこのところもここで整理して、それはそれとして別途通知なりで注意喚起していただくというやり方はあるかと思います。

どうぞ。

○奥山眞紀子構成員 これはばらばらに見ているとよく分からないので、支援指針にしていただけるなら支援指針、今のままなら援助指針なのですけれども、援助指針を見ながら改訂をしていったほうが早いのではないか。というのは、ここに書いてあることだけではないので、例えば今度、子どもの権利擁護機関、つまり児童相談所がやっているのが子どもの権利を守っていないとなったら、児童福祉審議会に申し立てできることが、今度の法改正によってできてくるわけですね。そういうことも入れていかなければならないわけで、そうすると、関係機関の中との関わりというところに、児童相談所との関わりというのが非常に重要に入ってくるだろうと思います。ここで抜き出したことだけではないので、援助指針全部を見直さないとだめなのかなと思います。

○松本座長 つまり、現行の指針をきちっと検討していかないとまずかろうという、進め 方の御意見ですね。

特に拠点のことがどうなっていくかということが、ここにどう反映されるかというのも、 大きなことだろうと思います。

他、いかがですか。

これはたしか年度内に取りまとめで、4月1日に出すというスケジュールですね。

- ○竹中虐待防止対策推進室長補佐 はい。児童相談所運営指針と、この市町村支援指針は 3月末には自治体にお示しさせていただきたいと思っています。
- ○松本座長 そうすると、改正というと大きな作業ということになりますので、これはこれでかなりこれから詰めて議論をしなければいけないと思っています。
- ○奥山眞紀子構成員 1回は改正されているのですよね。
- ○松本座長 これはマイナーチェンジですね。
- ○竹中虐待防止対策推進室長補佐 10月31日付。
- ○松本座長 他にいかがですか。今日、中身に踏み込んで、かなり具体的に改正の内容について議論するというのは、時間の制約もあって難しいかと思いますけれども、今の時点でこういうことを盛り込むべきだとか、ここについてはもうちょっと議論しておくべきだというお考えがあったら、むしろ積極的に出していただいたほうがよろしいかと思います。お願いします。

○後藤構成員 資料を用意しましたので、特に児童相談所との連携のところで、構成員提 出資料の17ページをご覧いただきたいと思います。

これは、拠点のガイドライン(案)についての意見ですけれども、市町村と児童相談所というのは分担・連携を図りつつとありますけれども、基本的に常に一緒にというところが一番大事だろうと思いますので、精神論になるかもしれませんけれども、市町村も児童相談所もどちらが先に通告を受けたかとかではなくて、市町村は市町村の管内の全子ども家庭に責任を持ち、児童相談所も同じだというところで、責任を共有するところをまず出発点にして、その上で、では、どちらがやったほうがより効果的だというスタンスですね。そこを第一に強調していただきたいと思っています。

「付言すれば」と書いていますけれども、最初からそのケースを共有していると考えれば、そもそも送致とか、その考えは薄れていくのではないかと思っているところです。

なお、最初の方でも申し上げたのですけれども、児童相談所と支援拠点、市町村を結ぶ情報ネットワークシステムの構築は情報共有という意味で是非必要かなと。これの検討を 是非していただきたい。これが一つ市町村に対する支援にもなるのではないかと思っているところです。

下の②のところは、さらに市町村と児童相談所との基本的な考え方の概念を広げると、 要保護児童対策地域協議会の枠組みになって、要保護児童対策地域協議会で全て情報共有、 責任共有というところで、あとはどこが主に関わるかといったところになるかなと思って いるところです。

いずれにしても、最初の対象の議論とかになりますけれども、市町村の支援拠点は市町村管内の全ての子ども家庭を把握して、適切な支援をやっていく中心になるというところを是非打ち出していただければと思っております。

以上です。

○松本座長 いかがでしょうか。

特に、今回、法改正で送致の方向が出てきましたので、使われ方によっては押しつけ合いになってしまう可能性があると個人的には懸念していますので、責任は共有されているのだと、共有でやるのだということをまず最初に持ってこないとまずかろうと個人的には考えています。

他、いかがでしょうか。

○渡辺構成員 後藤さん、教えてください。

今、おっしゃられた情報ネットワークシステムというのは、具体的にどのようなものを イメージされているか、教えてください。

- ○後藤構成員 市町村と児童相談所が、例えばケース記録を相互に見られるとか、そういった。
- ○渡辺構成員 電子とかではないですか。
- ○後藤構成員 そういうイメージです。

- ○渡辺構成員 電子の方ですね。
- ○後藤構成員 全国では恐らく一部だと思いますけれども、市町村と児童相談所の間で結ばれているところがあるのではないかと思うのですけれども、把握はされていませんか。 ○安部構成員 数年前に児童相談所の全国調査をしました。政令指定都市は住基端末で見られたりということはあるのですけれども、ケースの共有というところはなかったですし、意向を聞いたのですね。どういう情報だったらほしいかというところと、どういう情報が出せるかというところになったときに、ケースの情報とか、例えば知能検査の情報とか、相互にということは児童相談所の情報も出さなければいけないわけですので、本当に自治体が違う中で、同じ連携をするといっても、システムをつなぐというのはかなりハードルが高いことだと思います。

だから、方向性として、情報共有の仕組みを考えることが必要ぐらいのことはかけるか しれないけれども、実態的に言うと、ハードなケースが見られるというのが難しいのでは ないかと思いました。

以上です。

- ○松本座長 鈴木構成員、どうぞ。
- ○鈴木構成員 今日、提出資料を全て話している時間はないということで、ポイントだけ、要望も含めて、提案も含めてなのですけれども、私の当日机上配布資料で、2点だけ話させていただくと、やはりガイドラインを見せていただいて、組織間、今の話と連続的になるのですけれども、①組織間の意思決定の間隙を防ぐ工夫の必要というところが、かなり具体的に書き込まれる必要があるのかなと。児童相談所と市区町村といった場合に、例えばガイドラインというか、素案のところで今回、送致と委託というのが新しくできたので、それは例えば委託の場合は児童相談所の責任のもとでやりますということにはなっているのですけれども、実際にそれを受けた市区町村の意思決定というか、それを受けて、そのとおりにやれば、手足として動けば良いのかというと、それだけではないし、いろいろな状況が変わってくるということもあるので、その場合にはどうするのと、一応意見は言えるとか、仕組みはあるのですけれども、そこについてもう少し細かく書かれる必要があるのかなというのが1点です。

もう一点は、例示として、指針のところで「必要に応じ」とか、「必要な」、書いてあります。他に何と書けば良いのか、書けないのは分かるのですけれども、例えばこういうことのような場合とか、例示で、必要な何とかなどが書かれると、このガイドラインが市区町村で使う場合により生きるのかというところで、作っていくときの工夫として、具体例を1つ入れるということです。もう一つは、組織の意思決定が、例えば市区町村であれば市区町村の中の保育所とか、保健所とかというのは、同じ自治体トップなので、最終的な意思決定は1つにはなり得るのですけれども、東京都と23区でいえば、意思決定が違うので、ずれてくるのは当然になってくるので、それをどう間隙を埋めるのかというところは大きなポイントかなと考えております。

以上になります。

○松本座長 まだ御発言の趣旨をきちっと理解していないですけれども、1つは、最後のところで意思決定の云々というのは、トップが違ったら意思決定が違うのが当然になってくるみたいなことは例えば、そこを防ぐというのは具体的にどういうことですか。

〇鈴木構成員 当然、子供家庭支援センター、先ほど拠点が何かというのがありましたけれども、拠点の場合は相談員一人一人が動く、相談員一人一人が全部決定するわけではなくて、組織として自治体、何々区なら何々区、何々市なら何々市としての意思決定など最終的な判断があるはずなのです。 1 人の相談員が、私がこの人を保護したいから保護しますという話ではなくて、この人に支援したいからしますという話ではなくて、組織としてこの人にどう向き合うか。責任の所在というのはそういうことであって。一方で、これは一時保護相当ですと市区町村が投げたとしても、県とかがそれは保護は必要ないという判断、意思決定をするのであれば、それはそういう判断がされるということであって、市区町村の判断が、東京都なり県とはまた別の意思決定がされるというのが前提です。組織と組織で考える。

では、今回、どういう仕組みが作られるかというと、今までだったら送致ということで、ボールを市区町村から都道府県に投げますという仕組みの他に、都道府県のボールを市町村に投げますといった場合には、それぞれのところが意思決定をしたものを違う機関に投げる話になるので、その投げ方なり、どこで効力が生じるのかとか、合意が破綻した場合であれば、そのボールは今、どこにあるのかとか、その辺の話は一番私が心配しているところ。仕組みとしては作ったけれども、ボールが中間にありますとかという場合が生じるのではないか。今まで、電話があって、相談員は受けたけれども、うちの案件ではないという事例はいっぱいありますので、そういうことです。

○松本座長 御懸念は分かりました。

○北村構成員 援助指針とあまり直接関わるところではないかもしれないのですけれども、豊橋市の方は、中核市ということで、児童相談所の設置促進というのが今回の法改正の中で5年後をめどに検討されるというところがありまして、中核市としては、こういった市町村の市としての支援拠点の整備と、児童相談所を作るのか、作らないのかというところで、場合によっては支援拠点を整備することと、児童相談所を作ることで二重投資になってしまうところが懸念されたりすると、足踏みをするところがあったり、逆に、児童相談所ができ上がるとしたら、同じ市の中で2層構造よりも、児童相談所と拠点というのがかなり一体的に機能する可能性があって、東京都の特別区の場合は、子供家庭支援センターが既にあるので、児童相談所を作っていくときにどんなイメージで作られるのかなというところはあれなのですけれども、政令指定都市などは区と本庁というのがあると、そこもある種二層構造みたいなところもあったりということなのですが、中核市や特例市が児童相談所を作るとかなりこれまでにない特殊な形でのこういった相談の拠点なのか、児童相談所なのか、それはすごく上手く機能するのか、はたまた全く離れてしまうのかというと

ころがなかなか見えづらいところもあるのですけれどももう一つのワーキンググループできっと検討されていくのだろうと思うのですが、中核市の児童相談所の設置促進というのが具体的にどんなイメージで検討されていくスケジュールがあるのかというのがもし、もう一つのワーキンググループの話で申し訳ないのですけれども、中核市にとっては支援拠点を整備するというところと、児童相談所を作るという部分が非常にリンクするところがあるかなと思いますので、もしそこが事務局の方であれば、教えていただきたいと思います。

○松本座長 それはこちらの支援拠点の議論ともちょっと関わるという観点で、もし何か 御質問にお答えがあれば。

〇竹中虐待防止対策推進室長補佐 もう一個の方で議論していくことになるのですけれども、今、国の公募型の調査研究の中で、中核市なり特別区がどのような設置形態、運営形態でやっていったほうが良いのかということを、今、民間団体の方にお願いをして、調査研究をやっていただいております。それは年度内に報告書が出される予定ですので、そういったものも含めて考えていただきたいと思いますし、特別区の方でもいろいろと御検討されていて、そういった状況も見ながらになると思います。

国の方でも、今、概算要求の中に、設置促進のための予算を盛り込んだり、運用面でいるいろ改善すべきことがないか、できないかということを検討しておりますので、そういったものもお示しさせていただきたいと思っております

以上です。

○奥山眞紀子構成員 確か人材育成のワーキングでは、12月中には研修の全部ができ上がった時点で児童相談所の話に入るというラインになっていたと思います。

先ほどの鈴木さんのメモの中でも、例えばこの前も児童相談所の方がワーキングでお話されていたように、地域の福祉をやっている方が、児童福祉主事になれないとか、そういったことが、児童相談所を作る上でもネックになるという話は出ていますし、中核市や23区が児童相談所を作るときにネックになるような制度が幾つかあって、そこはかなり議論をしていかなければならないところかなと思います。こういうところがかなり細かくネックになっていて、23区が児童相談所を作るときにはスーパーバイザーも実を言うとネックになってしまうのですね。そんなところも、経過措置も含めてきっと考えていかなければならないのではないかと、まだそこの段階なのではないかと思っています。

○北村構成員 今、東京都の区の方もいらっしゃるのですけれども、子供家庭支援センターと、例えば児童相談所を区で持とうかという話がある中で、どんなイメージを持たれているかとか、何か議論があったりするのかどうか。もしお話しできるのであれば、拠点と絡めて何かあるのかなというのが。

○奥山眞紀子構成員 1つだけ。23区は分かりません。ただ、また聞きなので不確かですが、児童相談所設置を考えているある中核市で会議があり、市の方は児童相談所が大きくて拠点は小さいイメージを持たれていて、ある委員がそれは逆だろうという話をしたとは

聞いています。

どうぞ。

○松本座長 待ってください。今、最後、全体の統括をして、もう一度拠点の話も含めて議論しますというところに実質的に入ってしまっているのですけれども、その前に、運営指針の改訂に関わることで、実質的には今日で一回こういうことをやりますよということのイメージの共有だけだと思うのですけれども、もう少しここのところに関連しての御発言があれば、まずいただきたいと思います。これは今後続くという前提です。

○鈴木構成員 今、奥山構成員に言っていただいたので、私のレジュメの2ページの「86頁 主な職員」というところで、ここで議論することではないかもしれないですけれども、拠点としての人の体制を作るとか、どういう専門職が必要なのかというのは、ガイドラインとか指針にも出ていますけれども、そこを議論するときに、今のシステムの変更案を事務局の方で出していただいて、それはどうやって変えられるのかというのは提示いただきたい。

例えば23区の子供家庭支援センターで経験年数、子供家庭支援センターをひとまず想定しますといっても、社会福祉士の実技免除の施設とかに、こどもひろばの職員は入っているのですけれども、実際子供家庭支援センターで何年やっていても、虐待対応をしているのに実技免除にならないのですね。そうすると、1か月ぐらい実技研修に出ていってというと、職をやめなければいけないという話になっていて、その困った相談というのはいろいろな区の人から私はいっぱい聞いているので、そういうところの手当というのは、細かく見えるかもしれないけれども、実際はすごく職員の育成とかの観点で重要なので、今、何が足りないのかというのは、私が見ているのはこの景色ですけれども、その他にも何かあったら出していただいて、それをどう乗り越えるのかという工夫とかも、議論なのか、他の部会に投げるのかとかありますが、資料をいただきたいと思います。

○松本座長 どうぞ。

○奥山眞紀子構成員 逆に言うと、その辺を上手くやることによって、市町村に人材が流れるような方向を作れたほうが良いと思います。例えば福祉士になるためには市町村で研修しないとだめとか、という縛りをかけてもらうことです。子ども家庭のソーシャルワークの基本が市区町村になるとしたら、そこで働くことはすごく重要なことになってくるので、そういうところも今後考えていかなければならないと思います。

○松本座長 今、出ている人の問題はすごく大きくて、これだけ拠点とかいろいろ言って、 結局市町村の方に専門職、ソーシャルワーカーがいなかったという話になるのが一番空振 りだと思うのです。これは個人的な意見ですけれども、要保護児童対策地域協議会を作っ て形は整えたけれども、専門職がいたりいなかったりというのが宿題として残っていて、 もうちょっときちっと市町村をベースにして、支援も含めて考える。きちっと専門職が配 置される。役場にはちゃんとソーシャルワーカーがいますよというふうに持っていくため に、研修をどうするか、専門性をどうするかという議論があるのだと思っていますので、 その点は大変大事な、そこをどうするかということは基本的には市区町村に対する支援といいますか、財政的措置と、もう一つは人の問題をどう考えるかというのは大きなことかなと思っています。

人の問題は、もう一つのワーキングで話されるということですけれども、それは実はこちらの支援拠点なり市区町村の支援のあり方と大きく関わっているので、そこは意識しておきたいと思っています。

- ○加藤構成員 私の方の意見もちょっと出させていただいたのですけれども、調整機関の中でも、調整的な役割と、相談員の役割というのがちゃんと意識されていかないといけないと思うのですね。調整機関というのは専門職だと書いているのですけれども、相談がちゃんとできる人、ソーシャルワークができる人ということで、そういう資格の問題あるいは質的な問題と、さらに、先ほども言われたように何名ぐらい必要なのかという、そのときに、類型の人口が1万から17万といったら、ちょっと私自身のイメージとしては大きすぎて、なかなか難しいのではないか。
- ○松本座長 支援拠点のところですね。
- ○加藤構成員 そうです。

そのときには、1,713市が国勢調査であるのですけれども、人口17万以下の都市は町村をあわせて1,715がその対象になるのですね。それが小規模になってしまうという意味では、村と町というのは、福祉事務所がありませんし、行政の仕組みも異なるので、類型ということを考えていただく意味でも、もうちょっと違う方法があるのかなと思って、ここが分かりにくいところかなと思いました。

それは今の援助指針と連携して、関係してくるかなと思ったので、言わせていただいた ところです。

以上です。

- ○奥山眞紀子構成員 その話になったので1つ。幾つかの町村が一緒になって広域で作る こともできますと入っているのですけれども、同時に、ちょっと大き目の市の隣にある町 村が、市に委託ができますということもあって良いだろうと私は思っています。
- ○松本座長 委託というのは。
- ○奥山眞紀子構成員 つまり、町村から市に、この部分を少し一緒にやってくださいということです。
- ○松本座長 形としてですね。

類型の話に入りましたので、人口規模の問題はとても悩ましいし、大きいと思うのですけれども、この点について何か御意見があれば、今、この話になりましたので、ここはまだ議論が出ていないところなので、少し御意見をいただきたいと思います。

○加藤構成員 ずっと調査してきていたときに、サービス量とか、スタッフがある程度いたという前提のときには、大体5万から8万ぐらいが割と良い具合の都市なのですね。ですから、そういう、その単位の中でどういう形で組み合わせていけるのかということも、

1つ考えていく視点かなと思ったのです。

○後藤構成員 大分県から見ると、この区分が非常に人口が大きいところに偏った感じを受けています。45万人というのは中核市の中でも数えるほどしかなくて、実は大分市はこれに該当するのですけれども、標準型とされている17万から45万人は大分県にはありません。全てあとは17万人未満なのです。圧倒的に3万とか5万とか、その程度の市が大多数です。なので、むしろ小規模型とされているのが数から言うと標準型かなと思って、ここは17万から数千のところまでありますので、もうちょっと細分化が必要かなという感じがします。

大規模型の場合は、大分市などはそうですけれども、拠点が分散化しているというか、 3か所センターがありますので、そういった拠点が1つとは限らないかなと、分散設置も あるかなということも考えています。

以上です。

- ○新澤構成員 今の御意見に共通したようなことなのですが、東京都の中でも人口だけではなくて、その広さだとか、結局分散して配置する、その分散した場合も同じ役割ではなくて、例えば東京都だと先駆型とか地域型とかと分かれているように、そういった形での、こうあるべきというよりも、多分、地域の実情に合わせていくので、色々なモデル類型みたいなものを提示していくことが必要なのかなと思います。
- 〇井上座長代理 今、ほとんど出ていたのですけれども、その辺を具体的に検索しました ので、お話しします。

一応平成20年から24年の人口動態、保健所、市区町村別統計というのがあるのですけれども、5年間の出生数を合わせた数で、全国を見ているものなのですね。それをもとにしまして、先ほど加藤先生が言われていたように、色々な人口のところで切ってみてやってみると、本当に言われたとおり、5万から8万ぐらいのところが一つのイメージかなという感じがします。

ところが、人口でそれぐらいがあって、実際に良いイメージかなと思って、今度は児童数を、5年間足していますので、5で割った数で、年金大体平均300とか200とか、そういうところを組み合わせていきますと、人口数は同じなのですけれども、新しく生まれる出生数がばらばら。そうなると、さらにバリエーションが出てきますので、先ほど後藤先生が少し言われていましたような形で、実際の大きい都市を見て、あとは隣同士のひっつきとか、そういったものでしっかり考えていかないと上手くいかないかなと思っています。以上です。

○松本座長 類型のところは、この類型でいくのは無理があって、もう少し小さいところが多いということをどのように配慮するかという点では、大体ここではそういう方向での 御意見がおおむねだと思ってよろしいですかね。

どうぞ。

○安部構成員 ただ、定員というか、人口に対する基準は是非明示していただきたい。後

藤さんの資料にも書いてありますけれども、先ほど子ども9,000人に1人をイメージしていますといったら、それを書いたら良いではないかと思ったのですけれども、だめなのですかと思いました。

○松本座長 児童人口比例などを決めていくというのは、何か幅があり過ぎてイメージしづらいかなと思いましたけれども、そこも含めて御検討させてくださいというか、次の(案) として出るときにはそこも含めて検討した上でと思います。

他、いかがでしょうか。

まず、鈴木さんからどうぞ。

○鈴木構成員 類型のところで、自分のレジュメの2ページの6でもちょっと書かせていただいたのですが、保育園の保育士のときにも議論になっているのですけれども、常時いる人数なのかというところは結構ポイントとしてあるのかなと。非常勤、優秀な方がいっぱいいて、来てもらって助かる部分と、そうすると、週5ではなくて週4だという形で、非常勤の組み合わせでいうと勤務日数が空いてしまって、事件の引き継ぎとかの面で穴ができるとか、いろいろな問題がある。また、ローテーションで非常勤だけがいて、虐待対応で、意思決定をしなければいけないというのは勘弁してくれという話も聞いたことがありますし、常にいる人間が何人なのかというような指標とかは必要かなと思っております。○新澤構成員 人口のところでの人数割りとなると、ジレンマもいろいろあって、広域のところで人数を見ると、本当は2か所ほしいとなったら、人間1人ついていても半分には分けられないので、一人一人つけると、現実的になると、そうすると、人口基準だと、これは予算が足りないね、全体で1か所だねみたいなことにもなりやすいので、その辺は広さとか、いろいろな実情はもうちょっと加味したほうが良いのかなというのはあります。

- ○松本座長 どうぞ。
- ○奥山眞紀子構成員 今の鈴木さんの御意見のとおりだと思うので、ここは常勤だ、非常 勤だというより、専従か専任かという書き方が必要ではないかと思います。
- ○松本座長 他にいかがでしょうか。

今、運営指針のところに議論が戻っていますけれども、それはそれで。

○加賀美構成員 どこかで言っておかなければという、ちょっと流れと違う話になってごめんなさい。

舞台が市町村に移ったという構造の中で、ソーシャルワークの中心的な役割を市町村が担うという観点から言うと、今回の法律の書きぶりでも若干気になっているのですが、先ほど鈴木さんのペーパーを見たら、書きぶりがどうしても都道府県、市町村という序列の枠組みになっていて、これから市町村がソーシャルワークという観点で機能するには対等な関係という言葉をどこかでちゃんとガイドラインなり運営指針に入れておいたほうが良いと思いましたので、是非その点を、基本的な考え方にしていただきたい。

○松本座長 基本的には、これでいうと、児童相談所と市町村というのは横並びの関係だと、お互いの横並びで共同するのだと位置づけ直していくということですね。それは大変

大事な観点だと思います。だからこその専門職の配置だと。

他、いかがでしょうか。

どうぞ。

○渡辺構成員 これは確認という意味なのですけれども、類型のところの職員のところですが、これは拠点に従事するそれ以外の仕事をしないときにこれぐらい必要という解釈で良いのですね。

何故それを聞くかというと、市区町村の場合、恐らく保育園の入所の手続とか、会議ですとか、そういったものが要るのだからやってねというふうに増えてくる可能性があるので、そのあたりも拠点に専従として専門的に従事する人がこれぐらい必要なのだというのをどこかに入れていただきたいということがお願いです。

○安部構成員 運営指針、援助指針にも関係することなのですけれども、市町村なのか、 市区町村なのか、政令指定都市の区役所は市町村と横並びで考えて良いということなので すかね。法的に言うと政令指定都市は市なので、でも、業務的にいえば、区役所が基本的 に市町村と同じ業務をしていると思うのですけれども、そこら辺はどうなのか、表記が要 るかどうか。

- ○松本座長 そこはいかがですか。
- ○竹中虐待防止対策推進室長補佐 そこは同列と考えていただいて、通知状でも市町村(特別区を含む)という表記をしておりますので、そこは同列で。
- ○松本座長 でも、特別区の区と札幌市の区は違いますね。市区町村のときは札幌市ですね。

でも、地元の札幌市で考えると、実際するときには区にばらすのかなと。そうでないと、 百何十万相手にというのは難しいので、そう思っています。

○渡辺構成員 それに関連してなのですが、今の財政状況から考えると、横並びで政令指定都市も市町村と一緒という解釈がどこかで出てくると、では、札幌市に1か所で良いのねという解釈もなり得るという、性悪説でごめんなさいという感じなのですけれども、そこら辺はどう考えておいたほうが良いのかなというのは議論していただければと思います。○松本座長 政令指定都市の場合にどう考えるかということですね。これまであまり議論になっていなかったと思います。

類型と地区について幾つか御意見が出ましたけれども、他にいかがでしょうか。時間もちょっと迫っているのですけれども、他に支援内容のことも含めて、今日はかなり位置づけと全体のカバーしているイメージと、その中で上乗せするところがあって、支援内容はその中で少し上乗せするところの支援内容がここに出てきているという理解で良いのかと思うのですが。

○加藤構成員 ちょっと言い忘れたのですけれども、私の今日の意見のところで、提出資料の2ページの支援計画の作成のところですけれども、支援目標を設定して、ここは文言を入れていただきたいのは、「可能な限り保護者や児童の意見や参加」を求めという、子

どもの権利をちゃんと今回児童福祉法で文面を入れていただいているので、それを生かすためにも、支援経過の作成等については可能な限りということで、保護者とか子どもの意見とか、参加ということも視野に入れてほしいということで、文言を入れてほしいと思いましたので、お願いしたいと思います。

○松本座長 大変重要な論点かと思います。カンファレンスに当事者の参加ということをどう担保していくか、あるいは作っていくかというのは次の大きな課題だと思っています。 ○鈴木構成員 素案のところの5ページ、自分のレジュメだと2ページ、裏側の5ですが、今日、議論していなかったところで、その他の必要な支援というところで、事務局の方から支援拠点でどこまで対応するのかで、非行相談、養育、里親支援などと書かれていまして、ここは当然最初の目的のところで、加賀美先生も奥山先生もおっしゃっていたとおりで、新しい構造的に抜本的に考えていくのだという話であれば、当然拠点で、できるためにどうするかはまた次に必要な議論ですけれども、そこは大きくちゃんと書き込んでやらなくてはいけないのかなというのを意見として持っています。

ただ、そのためには、実際問題として、市区町村でここの業務というのはずっとやってきていないので、書き込む必要があって、児童相談所を含めて、その辺の経験、ノウハウ、蓄積している機関が積極的に支援拠点に情報提供するとか、研修を含めた経験の伝授をしていくというのは、ここで書き込んでおく必要があるのかなと思っております。

以上になります。

○松本座長 分かりました。

特に養育里親であるとか、あるいは施設措置解除になった人たちのところの支援というのはきちっと書き込んでいく必要があるかな。あと、非行のところは、ポピュレーションアプローチといったときにあまり議論にならなかったので、学校ベースとか教育ベースでいるいろ相談窓口を持って対応しているのですね。そこのところとどう絡むかというのは大きなことかな、次の課題かなと考えています。

〇井上座長代理 今、鈴木さんが言われているのですけれども、非行とか、市区町村の中に、学校も市区町村なのですね。ここの議論の中で出にくいだけであって、市区町村と考えたときに、小学校に上がる前までの母子保健中心の基礎データと、義務教育期間含めてその後の学校が基礎データになってくる。だから、これは大事なベースメントになるので、私はイメージとして一緒にして良いと思っている。ただ、学校教育と触れなければいけないですけれどもね。

○奥山眞紀子構成員 地域をで虐待ケースを見ていると、逆転現象でどこかで非行になっていたりというのは結構見ているのではないかと思うので、それも含めて非行も見るということで良いのではないかと思います。

○松本座長 そうすると、教育委員会ベースでやられていることと、どんなふうにきちっとかんでくるかというのは、かなり大きな次の課題で、それが出てきて初めて全体の一般の子どもを対象にしたという形になっていくのかなと、具体的にどうやってというのは次

のステップかと思いますけれども、そういう感覚を持っています。

〇井上座長代理 それに関しまして、たしか第1回の資料で、文科省から出ている施策を全部まとめたものがありましたね。あれはどちらでしたか。事務局、覚えていますか。第1でしたかね。文科省から出ている全部入っていましたので、見ていただきますと関係が分かると思いますので、追加させていただきました。

○松本座長 そろそろお約束の時間になって、3時間ほぼぶっ通しでやりましたので、お 疲れだと思うのですけれども、全体を通してどうしてもという御発言がありましたら、お 受けしたいと思います。

今後ですけれども、12月にもう一度予定されていますので、そこで運営指針のところは もう少し詰めた(案)という形でお示しをして、また御議論いただくということにしたい と思います。

あとの2つの議案、アセスメントのところはいろいろな御議論が出ましたので、そこを踏まえて御検討いただくということと、援助指針のところについてはかなり大きな話なので、今日は頭出しとして、拠点の話が一段落したところでもう一度本格的にこちらの話に入っていくというか、連動しながら入っていくということになるかと思います。

そこを踏まえて、何か御発言があればと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうご ざいましょうか。

かなり宿題が多い、具体的に出さなければいけないものが多いワーキングなので、大変ですけれども、これは井上座長代理と私からの提案ということなのですけれども、ガイドライン等の作成について、ここで議論になっている運営指針もそうですけれども、年内にきちっと出して、援助指針の改定としなければいけないということで、時間もありませんし、もっと詰めなければいけない議論がいっぱいありますので、正式なワーキングの開催とは別にコアグループを作らせていただいて、そこでもうちょっと詰めてお出ししていくという方法をとりたいと、その方がより効果的かと思うのですけれども、そのことついてお認めいただけますでしょうか。少し非公式な、非公開の集まりということになるかと思いますけれども、よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

○松本座長 ありがとうございます。

そうすると、人選ということで、座長代理とお話をさせていただきたいと思うのですけれども、今の段階でやっても良いよとお申し出いただける方はいらっしゃいますでしょうか。

それでは、この方は井上先生と残っていただいて、詰めますので、お願いと言われたら嫌と言わずにお引き受けいただけるとありがたいと思います。12月もかなり詰めて、年明けも詰めて議論しなくてはいけないと思いますので、お願いする方にはかなりの御負担を強いることになるかもしれませんが、どうぞよろしくお願いいたします。その結果についてはまた改めてメールでお知らせさせていただきたいと思います。

よろしゅうございましょうか。

それでは、事務局の方にお返しをします。今後の日程等について事務連絡がありました ら、どうぞ。

○事務局 長時間にわたり、ありがとうございました。

本日、机上配付させていただく予定としておりました子ども家庭福祉人材の専門性確保 ワーキンググループにおいて御議論いただいております要保護児童対策調整機関の専門職 の研修到達目標(案)及びカリキュラム(案)他につきましては、準備でき次第後日メー ルで送付させていただき、御意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次回日程につきましては、12月21日水曜日、13時から16時まで、場所がこの建物の19階 共用第8会議室を予定しておりますが、構成員の皆様には改めて御連絡申し上げます。 事務局からは以上でございます。

○松本座長 ありがとうございました。

それでは、これで今日のワーキングを閉じたいと思います。御多用中、どうもありがと うございました。